2026年度

農学部履修の手引き

令和８年度
（令和８年度入学生用）

鹿児島大学農学部

入学にあたって

農学部長　山本雅史

新入生の皆様、ご入学おめでとうございます。

この「履修の手引き」は、皆さんが鹿児島大学農学部を卒業するまでの 4 年間の学生生活における必要事項を掲載したもので、特に、学習方法について詳細に記されている‘必携の手引き’ですので、どうぞ熟読してください。また、内容について不明の点があれば、農学学生係や担任教員、チューター教員に遠慮なく相談してください。

農学の理念は、地球規模の自然生態系の中で、環境を保全し、食料や生物資材の生産を基盤とする科学技術と農林食品産業を発展させ、人類の生存と福祉に貢献することにあります。農学は、生命科学、生物資源科学、環境科学、社会科学などの専門分野を探究し、実学として人間の生活に不可欠な農林食品産業の持続的発展により、人類と多様な生物種を含む自然との共生を目指す総合科学です。今日、世界的規模での食料危機や地球温暖化などの環境問題の解決が喫緊の課題となる中、国内では農山村の活性化、食料自給率の向上、食の安全や就農者の担い手不足を解消するなどの問題も山積し、一方では、超スマート社会「Society 5.0」を実現するため、農業 ICT 分野においても栽培環境の改善、作業工程の効率化など、いわゆる、スマート農業の実現に向けた取り組みが始まっています。農学は、人工知能や IoT 等の先進技術を活用し、環境、健康など人類の生存と福祉に貢献することが求められています。

鹿児島大学農学部は、日本で有数の食料基地に位置し、温帯から亜熱帯へ南北 600km にも及ぶ鹿児島県の多様な自然環境を背景にフィールド教育を重視し、豊かな人間性と現場での実践力や応用力、広い視野と国際性を持った、新時代に向けた創造性豊かな人材を養成します。教育課程は、農学科及び国際食料資源学特別コース（農学系サブコース）から構成されています。農学部では、農学に関する理論的基礎である講義に加えて、附属農場や附属演習林など、フィールドでの農林業の実践的な実習・演習を重視した教育を行います。学部の卒業後には、鹿児島大学大学院農林水産学研究科（修士課程・2 年間）、さらには鹿児島大学大学院連合農学研究科（博士課程・3 年間）に進学して学問を深く探究することもできます。

鹿児島大学農学部の学生としての 4 年間で、学業面のみならず、社会と接し、様々な経験をすることによって、「人」として大きく成長することを期待します。

目次

１．農学部の教育理念と学修目標 ―― 1
２．教育プログラムの学修目標 ―― 3
３．農学部履修規則と卒業要件 ―― 6
４．履修計画の立て方 ―― 13
５．学修のプロセス ―― 18
６．教員免許を取得するには ―― 22
７．海外留学 ―― 23
８．学生生活 ―― 26
９．大学院の紹介 ―― 31
10．農学部規則等集 ―― 33
　鹿児島大学農学部履修規則 ―― 34
　　卒業要件単位数 ―― 42
　　履修課程表 ―― 43
　教員免許状の所要資格の取得に関する履修細則 ―― 47
　諸規則 ―― 51
11．農学部教室配置図 ―― 69

履修の手引きは、卒業までに必要な事項が掲載されていますので、大切に保管し活用してください。原則として、ここに掲載されている農学部履修規則等にしたがって履修することになりますが、やむを得ず科目や履修期等が変更される場合もありますので、掲示等に注意してください。

１．農学部の教育理念と学修目標

鹿児島大学農学部農学科では、多様な自然環境と生物資源に恵まれた鹿児島の地域特性を活かした主体性重視の実践教育及び分野横断型農学 DX 教育により、我が国の持続可能な農林食産業の発展と地域の課題解決に農学総合力と専門性を持って果敢に取り組み、新時代を自ら切り拓くことができる人材の育成を学部教育の理念としてかかげ、以下の教育を行うことを目標としています。

１）初年次の動機付けと将来の資格・職種の認識を容易とする「かごしま農学キャリア教育」を展開することで、基礎から応用に至る科目グループを提示して就職や資格といった目標を明確化することにより、課題に対して自ら積極的に考え主体的に行動できる、農学部出身学生としての学士力（質）を向上させる。

２）「１学科４プログラム制」による農学総合力と専門性を兼備する人材を育成することで、農・林・食を中心とした幅広い知識の涵養と新たな専門的知見・技術の理解・活用の両立により、真理を追究し、関連産業の発展と地域課題解決に貢献できる人材を育成する。

３）南北 600km をフィールドとした実践教育と高度な専門知識の修得を両立する農学 DX 教育による農林食産業専門人材を育成することで、現場・現実・現物と学術的な原理・原則の高度な融合を先進的な ICT の整備によって実現する。時間や場所の制約を排除した超実践的ハイブリッド農学教育による課題発見・解決能力を向上させる。

この教育目標に基づき、学生はグローバルな視点を持ち、専門的知識を有し、多様なコミュニケーション能力を備え、積極性・主体性・協調性をもって関連産業や地域社会の課題解決に取り組むことができる能力を修得することを学修目標とします。具体的な修得する能力は以下の通りです。

① グローバルな視点を持ち地域の農林業及び食品・生命科学関連産業を取り巻く様々な課題に積極性・主体性・協調性をもって果敢に取り組むことができる能力

② 農林業及び食品・生命科学関連産業に関する専門的な知識を有し、多様なコミュニケーション能力を備え、他者と協働する能力

③ 関連産業が直面する課題を俯瞰的に捉え、専門知識と先進技術を駆使し、持続可能な農林業及び食品・生命科学関連産業の発展、地域社会の課題解決に貢献することができる能力

これらの能力を身に付けるため、初年次から卒業まで系統性のある教育課程の編成を次のように定めています。

１）１年次では、共通教育科目を中心に履修して幅広い教養を身に付けることを目指すとともに、フィールド基礎実習や産業体験をはじめとする農学専門領域の学修動機付けを目的とした導入的な科目を配置する。

２）２年次では、プログラムに配属し、プログラムごとの特色ある講義科目により、基礎的な理解度を向上させる教育を行う。

3）3年次では、応用的な専門教育を行うために、指導教員を配置する。充実した卒業研究を遂行するために、本学部の特徴であるフィールドトレーニング（実験、実習）により、実践力の向上を目指す科目を配置する。

4）3年次から4年次にかけて、指導教員による、より専門的な指導や学生間のコミュニケーションと相互指導により課題に取り組みながら、問題解決能力を養う科目を配置する。

5）学生本人が主体的かつ積極的に自身の進路や将来目標の達成を見据えたカリキュラムを編成できるように、1年次から2年次にかけてキャリア教育科目を配置する。修学中は定期的にキャリアマップの作成・修正と学修の振り返りを行い、常に学修意義を認識できる教育を行う。

6）将来の進路や取得を目指す資格への関連性の認識を容易とするための科目グループ（モジュール）を明示し、円滑な学修計画の策定を促す教育を行う。

2．教育プログラムの学修目標

専門教育においては、先進デジタル技術を駆使しながら、現場・現実・現物と学術的原理・原則を高度に融合させる実践的農学教育体制を推進することにより、強いグローカルマインドとともに農学総合力と専門性を兼備し、我が国の持続可能な農林食産業の発展と地域課題解決に貢献し、主体性・積極性を醸成し、新時代を自ら切り拓くことができる人材の育成を目指しています。その目的のため、専門性が異なる分野を４つの教育プログラム体制（植物資源科学プログラム、環境共生科学プログラム、食品生命科学プログラム、農食産業・地域マネジメントプログラム）によって教育を行います。

植物資源科学プログラム

～先進技術による植物資源の生産と活用を実現する～

植物を資源とする農産物の生産・開発に関する分野について教育・研究を行っています。温帯から亜熱帯にまたがる鹿児島の地域的特性を活かし、九州・南西諸島地域の農業の現場をフィールドとして、新しい植物資源生産技術と植物資源を活用した新たな農産業の創出に貢献できる人材を育成します。

その目的のため、

① 温帯から亜熱帯にまたがる温暖な気候を活かし、農・園芸作物生産技術を理解するための基礎となる生態生理・栽培・育種・植物栄養・土壌・分子生物に関わる科目を提供します。

② 気候変動や各種の環境ストレスに対応するための新知見、省力化や植物資源の高付加価値化を実現するための新しい栽培・診断・評価技術、スマート農業並びにバイオテクノロジーなどに関わる科目を提供します。

植物資源科学プログラムでは、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得した者に農学（学士）の学位を授与します。

① 植物の生態生理について十分な知識を有し、さらに専門的な知識に基づいた作物の栽培や生産管理ができる能力。

② 植物の遺伝育種や分子生物学の知識を有し品種改良などの技術を駆使して農産資源の収量・品質の向上や高付加価値化を図る能力。

③ 新しい植物資源の生産技術の開発・導入、植物資源を活用した新たな農産業の創出、地域や世界に貢献できる能力。

環境共生科学プログラム

～生物多様性の保全と農林産物の生産活動が調和した持続的発展を実現する～

環境の保全や農林産物資源の生産に関する分野について教育・研究を行います。グローバ

ルかつ地域的視点をもって自然資本を理解し、生物多様性の保全に関する諸問題の解決に取り組み、持続的かつ安定的な農林業生産活動に貢献する人材を育成します。

その目的のため、

① 地球規模及び地域規模の自然環境の現状と役割を理解し、農林業と人間活動の持続性に関わる専門知識や技術を修得するために、水文・水利、治山・砂防、地盤・土質、地域環境、森林管理やバイオマスに関わる科目を提供します。

② 先端技術に基づいた農林業の持続的発展、生物多様性の保全と人類の活動の調和、環境問題対策に関する専門知識を修得するために、森林生態、森林政策、育林学、森林利用、木質工学、農林業 ICT に関わる科目を提供します。

③ 先端技術を援用した環境との共生を目的とした持続的農業の実現や農地環境の生態系ネットワークの理解と保全に関連した専門技術と知識を修得するために、環境共生農学、有機畜産、園芸、総合的病害虫管理、動物科学、スマート農学に関わる専門科目を提供します。

環境共生科学プログラムでは、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得した者に農学（学士）の学位を授与します。

① 地球規模及び地域規模の視点で自然資本を理解し、生物多様性の保全に関する諸問題に主体的に取り組むことができる能力。

② 生産から消費に至る一連の人間活動を踏まえた環境保全及び環境と調和した農林産業の持続的発展を多様な知識と先進技術に基づいて推進することができる能力。

食品生命科学プログラム

～生物資源を分子・細胞・生体レベルで解析し食の発展と健康に貢献する～

食品に関する幅広い分野について教育・研究を行います。生物資源を分子から細胞、生体までのマルチスケールで捉え、先進のバイオテクノロジーを駆使して食品素材の新機能探索や評価、焼酎を含めた発酵食品の製造技術の創出や発酵を担う微生物の育種や機能を解明することによって健康で豊かな食生活基盤を支えるための人材を育成します。

その目的のため、生化学、分子生物学などの基盤技術を理解する上で必要不可欠な科目に加え、

① 食品や生物資源が人の健康に及ぼす機能や効果を理解し、豊かな生活を構築するために必要な食品機能に関わる専門知識や技能を修得するために、栄養化学、食品機能学に関わる科目を提供します。

② 鹿児島の特産品である焼酎をはじめとする酒類や発酵食品の製造に関わる技術と文化を理解し、新技術の創出、発酵、醸造に関わる専門知識や技能を修得するために、焼酎製造学、醸造微生物学に関わる科目を提供します。

③ 微生物が持つ機能や特徴を理解し、微生物を利用した有用物質の生産や食料資源、環境

問題解決に関わる専門知識や技能を修得するために、食品微生物学、応用微生物学に関わる科目を提供します。

食品生命科学プログラムでは、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得した者に農学（学士）の学位を授与します。

① 食品科学、焼酎発酵学、微生物学に関する専門的知識を習得し、生命科学に関する教養知識を体系的に理解する能力。
② 生命科学に関する広範な知識と関連技術に基づき、食品科学、焼酎発酵学、微生物学に関する課題に取り組むことができる能力。
③ 食品生命科学分野における社会的な役割と責任を理解し、食品・焼酎発酵関連産業の発展に貢献する能力。

農食産業・地域マネジメントプログラム

～経営・経済学観点から農食産業と地域の持続的発展に貢献する～

農食産業の経営・経済的な分析や実践的な技術及び地域マネジメントについて教育・研究を行います。農食産業の生産から加工・流通・消費までをフードシステムとして捉え、経営・経済学的及び技術論的に理解するとともに、地域を取り巻く諸問題の解決に貢献する実践的な人材を育成します。

その目的のため、

① 国内外における、農業生産から加工、流通、消費までのフードシステムに関する専門知識や技術を修得するために、貯蔵加工、品質管理、安全性確保、マーケティングに関わる科目を提供します。
② 地域の持続的発展に寄与できる農業政策、農村計画、経営、地域マネジメントに関する専門知識を修得するための科目を提供します。

農食産業・地域マネジメントプログラムでは、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得した者に農学（学士）の学位を授与します。

① 農食産業の生産から加工、流通、消費までをフードシステムとしてとらえ、経営、経済学的観点、技術論的な観点から理解し、フードシステムに関する諸問題の解決に貢献できる能力。
② 農食産業に関する経営、経済的な分析能力や地域マネジメントに関する実践的な技術を身に付け、農村地域における様々な課題の解決に貢献できる能力。

3. 農学部履修規則と卒業要件

学生生活に必要な規則は「学生便覧」に掲載されていますが、大学も法社会の一部であり、卒業後は国や県などの法を執行する機関に就職する学生も多いことを考え、法体系の一部として大学の規則を理解し、遵守することが大切です。「大学の規則（鹿児島大学学則など）」は「国の規則（学校教育法など）」に定められていることを具体化したものであり、「学部の規則（農学部履修規則など）」は「大学の規則」の細部を規定したものです。

基本的な事項について、「学生便覧」のどこを参照したら判るかをまとめました。

事項	学生便覧		農学部履修規則等
	鹿児島大学学則などによる規定のポイント	条項	
学科	農学科	学 5 条	第 2 条
教育プログラム	植物資源科学プログラム、環境共生科学プログラム、食品生命科学プログラム、農食産業・地域マネジメントプログラム		第 2 条
進級	学部で定める	学 28 条	第 3 条
修業年限	4 年	学 26 条	
在学期間	休学期間を含め、修業年限の 2 倍まで	学 28 条	
学期	前期、後期に分けて時間割を組む	学 24 条	第 4 条
４ターム制	前期と後期の各授業期間をさらに前半と後半に分ける（第１～４ターム）		
履修基準	必修科目、選択科目、自由科目の区分	学 38 条	第 6 条
履修基準	共通教育科目、専門教育科目の区分	学 38 条	第 5 条
単位の計算	授業時間数と自宅学習を含めて 45 時間で１単位	学 40 条	第 7 条
履修登録	履修科目登録の上限を学部で定める	学 43 条	第 9 条
重複受講	同一時間帯に複数の授業科目は受講できない		第 6 条
成績評価資格	3 分の 2 以上の出席	試 2 条	第 14 条
成績	60 点未満は不合格	試 5 条	第 16 条
再評価	不合格点で担当教員が必要と認めた場合	試 8 条	第 17 条
既修得単位	入学する前に大学・短大等で修得した単位	学 46 条	第 12 条
他学部の授業	開放科目の枠で「教養教育科目」単位として取得できる（指定がある場合は、「選択科目」単位）	共 4 条	第 10 条
他大学の授業	単位互換制度に基づき、単位として取得できる	学 45 条	第 11 条
教育職員免許	教育職員免許法に定める所要の単位を修得	学 47 条	第 13 条
卒業	学部の教授会の議を経て、学長が認定	学 50 条	第 22 条
早期卒業	学部が定める単位を優秀な成績で修めた場合	学 51 条	第 24 条

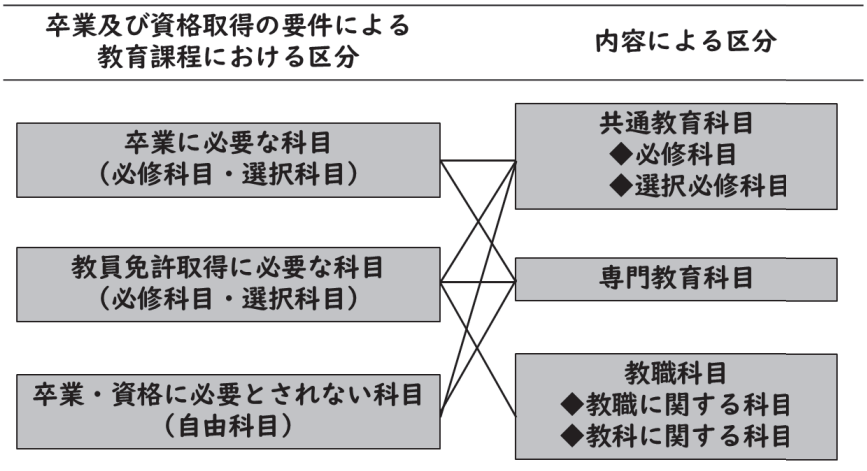
不正行為の処置	試験等の際に不正行為を行った者に対する処置	学60条	第20条
飛び入学	成績が優秀な大学院進学希望者は 3 年末に受験できる	院規則	
海外留学	本学との協議に基づき定められた当該大学等	学54条	第11条
休学	診断書又は理由書、保証人連署、休学期間は通算して修業年限を超えることができない	学53条	手引き
欠席	3 週間以上の場合、診断書又は理由書	規 8 条	手引き
転学部	転入希望の学科・学部に空きがある場合	学35条	第25条
転学	理由書、保証人連署	学55条	手引き
退学	理由書、保証人連署	学56条	手引き
再入学	退学後、本学部に再び入学を志願する場合	学34条	第26条
編入学	他大学、短期大学又は高等専門学校等を卒業した者	学34条	第27条
除籍	在学期間を超えた者、授業料を納付しない者	学57条	手引き
懲戒	学則違反（退学、停学、訓告）	学60条	手引き
健康診断	毎年必ず受診すること	規 7 条	手引き
公示	所定の場所に掲示し､7 日で周知したものとする（掲示板は毎日見る習慣をつけること）		手引き

学：鹿児島大学学則、共：鹿児島大学共通教育科目等履修規則、試：鹿児島大学共通教育科目等試験規則、院：鹿児島大学大学院規則、規：鹿児島大学学生規則

科目の区分

履修申請する際に、科目の区分を理解しておくことが大切です。「卒業に必要な科目（卒業要件科目）」、「教員免許取得に必要な科目」に区分されています。

授業科目の区分



注：本学の他学部等で開講されている専門教育科目については「共通教育科目」の「教養教育科目」として（共通教育科目履修規則の「開放科目」）、または「専門教育科目」の「専門基礎科目または専門科目」として履修登録することができます。他大学で開講されている専門科目も「専門基礎科目または専門科目」として受講できますが、教務委員に事前に相談してください。

科目内容による区分は、「共通教育科目」、「専門教育科目」、「教職科目」に区分されています。卒業要件科目は、「共通教育科目」と「専門教育科目」の区分にあり、それぞれ、必修科目と選択科目の指定があります。各教育プログラムによって異なりますので、「履修課程表」を見て確認してください。選択科目は、農学部で開講されている科目の中から必要単位数を取得します。農学部では高度職業専門人の育成を目指して各教育プログラムの教育メニューを用意していることに加え、培われる能力や目指す資格、職種に関連する科目グループが整備されています。また、教育プログラムによっては卒業要件科目を修得することで各種の専門資格を取得することができます。専門科目の中で、他学部で開講されている「開放科目」については、履修申請によっては「共通教育科目」または「専門教育科目」として扱われますので注意して下さい。

教員免許取得に必要な科目は、「教職科目」、「共通教育科目」、「専門教育科目」の区分にあり、それぞれ、必修科目と選択科目の指定があります。教職科目には、卒業に必要な単位として認められないものも多いことに加え、後述のように、学期内で取得できる単位の上限が設定されています。教職免許取得のためには、より一層の努力が必要であることは意識しておいてください。

単位の計算

大学設置基準第 32 条に、「卒業の要件は、大学に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得すること」と規定されており、種々の科目を履修し、良好な成績を収めると「単位」を取得できますが、その合計が 124 単位以上にならないと卒業できません。ところで、この「単位」とはどういうものかを理解していないと、学習成果が上がらないことになるため、注意して下さい。

大学が用意したどの科目も 1 単位で 45 時間の学習を必要とする内容ですが、前後期とも 15 回の授業が組まれていることから、1 回の授業あたり 3 時間の学習をすることになります。学習時間は、授業による時間と自宅や図書館での予習・復習の時間が含まれます。大半の講義は 1 期で 2 単位となっており、図に示したように 1 回の授業につき 2 時間の予習と 2 時間の復習、合計 4 時間を授業外に学習することが前提となっています。

演習については、一層きめ細かな指導をするため、学習時間に占める授業の割合が多くなっています。実験・実習については、器具・機材を用いて技術を習得するためにあり、農学部では 45 時間すべてを授業として学習することにしています。ただし、予習・復習が不必要であるということではなく、実験・実習は講義で学習したことの実践であることから、目的や内容については講義で理解していることが前提となっています。時間割でも、実験・実習に先だって同名の講義が用意されています。特別実験などの「実験」が付いた科目は、実習と同様の扱いです。ただし、卒業論文は、他の講義や実験等とは異なっており、学修の成果を評価して単位を授与することになります。さらに、他の科目と異なって時間割に組まれておらず、卒論研究が始まると見かけ上空き時間が多くなりますが、所属研究室の

指導に従って実験・調査をするための便宜上の措置になっています。

単位の計算方法（授業時間＋自宅学習時間）

講義
（2単位）

予習：２時間	授業：２時間	復習：２時間

授　　業：２時間×１５回＝３０時間
自宅学習：４時間×１５回＝６０時間　合計９０時間＝２単位

演習
（１単位）

予習：３０分	授業：２時間	復習：３０分

授　　業：２時間×１５回＝３０時間
自宅学習：１時間×１５回＝１５時間　合計４５時間＝１単位

実験・実習
（１単位）

授業：３時間

授業：３時間×１５回＝４５時間　合計４５時間＝１単位

どの科目も、４５時間の学習で１単位：講義では授業の２倍の時間、
演習では授業の半分の時間を自宅学習することになっています。

※履修計画と申請における諸注意

講義では授業の 2 倍の時間、演習では授業の半分の時間を自己学習することになっています。自己学習がなければ授業が成り立たないという単位制の趣旨を保障するため、「履修科目登録の上限」が設定されています。履修科目を登録申請する際に、その科目の予習・復習を何時間行うかも自分の予定表に組み込んでください。課外活動やアルバイトなどの各自の生活様態と照らし合わせて適切な学習計画を組み立ててください。また、研究室に配属以降は、時間割表が空いていても、教職科目や選択科目等を履修申請する際には、指導教員に相談してください。

シラバス（授業計画）と自己学習

学習効果を高めるため、シラバス（授業計画）を作成しています。全ての科目について、授業の概要と到達目標が書かれており、そのための学習順序には各回の授業内容が明記されています。指示された教科書・参考書・配布資料などで十分な予習をするためシラバスがある訳ですから、単位の計算方法を理解した上で、授業での質問等を準備してください。全ての先生がオフィスアワーを設けていますので、授業で理解できなかったことや、質問事項、復習するために副読本等のアドバイスを受けたい方は、電話やメール、学修支援ツール（manaba）等で予約して授業担当教員を訪ねてください。

成績評価方法もシラバスに記載されています。農学部履修規則　第 14 条に「授業時数の

3 分の 2 以上出席」を義務付けしてある通り、授業に出席して授業内容を学習することが大前提になっています。科目によっては、リモートやオンデマンドによって実施される場合もありますが、通信教育の大学とは異なって、学習効果を高めるため、本学は授業における教員と学生の交流を大切にしています。授業の理解度や到達度を見極めるため学習順序のまとまりが良い時点で試験を実施する場合もあります。

卒業要件単位と専門資格

農学部履修規則　第 22 条に定める卒業に必要な単位数は 124 単位ですが、履修課程表に定める卒業要件科目の区分毎に所定の単位数を満たしていなければなりません。卒業要件科目のうち共通教育科目に関しての区分は「卒業要件単位数」に示してあり、専門教育科目の必修科目と選択科目の単位数もそこに記載されていますが、それぞれの単位の取り方は、代表的な履修モデルとして各プログラムの履修課程表に明記されています。また、農学部では、学生が自分自身のキャリア形成を意識することを目的として、培われる能力や将来取得したい資格、就きたい職種について、関係する科目間の関係性や学修の順序を理解しやすい“モジュール”として整備しています。1 年後期から 2 年前期に履修するキャリア 3：キャリアデザインⅠ・Ⅱにおいて、学修を見える化させるためのキャリアマップを作成しますが、そのときに、どの授業をどの順番で受講するのか、について改めて考えることになります。卒業に必要な単位数は、文部科学省が定めた大学での専門課程を修了した「学士」としての必要最小限を満たすためのものであり、履修上、最優先すべきものです。したがって農学部では、十分な自己学習時間を確保するため、履修申請単位数の上限に教職科目を含めて一学期あたり 24 単位､年間 48 単位までと制限しています(キャップ制度)。例外として､成績優秀者についてはその上限を緩和しています。緩和の条件は「前学期（「休学期間」を除く）に 20 単位以上修得し、かつ、この期の学期 GPA が 3.00 以上の場合、次の半期で 28 単位（教職科目を含む）まで取得することができます。

農学部で取得可能な専門資格は、下記の通りです。

（1）高校教員一種免許（農業）

国家資格、資格取得可能、卒業要件に含まれる科目のほか、教職関連科目の履修が必要ですが、資格取得が卒業の必須条件ではありません。

（2）食品衛生監視員、食品衛生管理者（任用資格）

国家資格。卒業要件に含まれる科目のほか、関連科目の履修が必要です。食品生命科学プログラムは養成施設であるため、卒業時に任用資格として取得することができます。その他のプログラムについては､指定される科目を修得し､卒業後に申請する必要があります。

（3）自然再生士補

認定科目を修得した者の申請に基づき、財団法人日本緑化センターが認定します。卒業要件に含まれる科目で取得可能ですが、資格取得が卒業の必須条件ではありません。

（4）樹木医補

認定科目を修得した者の申請に基づき、財団法人日本緑化センターが認定します。卒業要件に含まれる科目で取得可能ですが、資格取得が卒業の必須条件ではありません。

（5）森林情報士2級

認定科目を修得した者の申請に基づき、一般社団法人日本森林技術協会が認定します。卒業要件に含まれる科目で取得可能ですが、資格取得が卒業の必須条件ではありません。

早期卒業と飛び入学制度

3年以上在学し、卒業要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定できることになっています。また、3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者は鹿児島大学大学院農林水産学研究科（修士課程）の受験資格が与えられます。これらの制度は、優秀な学生がいち早く社会に出て活躍することや、若手研究者を育成するために文部科学省が設けたもので、社会全体にとっての有益性を考えたものであり、特定の学生を優遇するためのものではありません。この制度の適用を目指して学習することは各個人の自由ですが、それを目標として単位を取得することは本来の趣旨とは異なります。大学での学修によって培われた能力は、卒業後のキャリア形成の基礎となるものであり、単に「試験の成績が良い」ことだけで判定されるものではありません。

本学がこの制度の活用を望む学生は、高等教育（大学）において相応しい教養を身に付けるとともに、学部専門教育科目においても優秀な成績を修めた者であり、これは一般社会が望む人間像でもあります。このようなことを理解した上で、早期卒業および飛び級制度を利用してください。

農学部履修規則に定める「早期卒業」及び大学院農林水産学研究科の規則に定める「飛び入学」の認定に必要な要件は、それぞれ詳しく記載されています。ここで注意しなければならないのは、「早期卒業」では卒業要件単位の全てを 3 年で修得することとなっており、達成するためには非常に大きな努力が必要であることを理解してください。また、「飛び入学」により大学院に進学する場合には、卒業要件単位数を満たしていないため「大学中退」することになります。修士課程を修了して「修士」の称号を得れば、「学士」の上にある資格を得ることになりますが、諸般の事情で修士課程の途中で学業を続けられなくなった場合には、就職するために国家資格試験を受けようとすると、「学士」ではないことによる問題が生じます。「国家公務員採用総合職試験」のような年齢条項があるものは受験資格を得ることはできますが、他方、受験資格に「学士」と規定されているものは受験できないことになります（詳細は教務委員または農学学生係に尋ねてください）。こうしたデメリットを生じるリスクもありますが、なるべく早い段階で本格的な研究活動を開始するメリットは大きいと考えられます。

既修得単位の認定

本学に入学する前に他の大学や短期大学で修得した授業科目のうち、共通教育科目に関しては「共通教育科目既修得単位認定規則」に従って本学で履修したものとして認定されます。

3 年次編入を許可された学生は、共通教育科目の他に専門教育科目に関しても「農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する申合せ」に従って、両者を合わせて 62 単位までは本学で履修したものとして認定されます。

入学または編入学が許可された時点での説明書を良く読んで、所定の期限までに農学学生係に申請してください。

転学部・再受験等の進路変更

本学部の募集要項には、学部・学科・教育プログラムの説明がありますが、入学して専門教育を受ける段階になって、「自分が抱いたイメージと違う」と感じて悩む学生もいます。入学前に描いたイメージと実際との食い違いは、程度の差はあれ、避けがたいことです。遠くから眺めた山が、実際に登山すると、思ったほど綺麗ではなく、想像以上に苦しい行程であったりすることは、よくあることです。ガイドが同行していれば、別の道から登るアドバイスが得られるかもしれません。本学へ入学後に、進路上の悩みをもった際には、同級生との話も大切ですが、チューター教員に相談することが問題解決の基本です。想像することと実行することのギャップは何事にも付き物であり、その際、「当初の志を継続する術があるか、もしくは引き返す方が良策なのか」は、人生に何度となく経験することです。一律の正解はなく、誰しもが悩みながら選択してきており、人生の先達としてチューター教員が選択のヒントやアドバイスを示してくれることでしょう。

本学内の「転学部」は、入試での成績が受け入れ学部の合格最低点を超えていることが条件となります。これらの条件が満たされない場合には、本学・他大学を含めて「再受験」する道を選択することになります。農学部では、在籍したまま「再受験」することを認めていますが、受験勉強で本学における教育科目の履修に支障があることは望ましくありません。休学等によって、ゆとりを持って再挑戦する方が良いでしょう。ただし、入学初年度の再受験を理由とした休学は認められませんので注意してください。

4．履修計画の立て方

本学部は、新時代を切り拓くための専門性と農学総合力を兼ね備えた課題解決型の人材を養成することを教育目標としています。そのため、専門分野に加え、各自の学問的基盤を拡げ、かつ、広く社会を見わたせる視野と応用能力を養うため、自分が目指す専門分野とは異なる分野の授業科目も履修することが必要です。科目内容による区分の「教職科目」については、学部専門教育とは別の範疇であるため、「6. 教員免許を取得するには」で説明します。

履修計画

「共通教育科目」および「専門教育科目」の中から、卒業要件単位を修得するための計画を自分で作成します。実際には、1 年生後期（第 2 期）に開講される「キャリア 3：キャリアデザインⅠ」の講義の中で、学習支援ソフトウェア「かごしま農学キャリアマップシステム」を使用して 2 年生から 4 年生までの履修計画を立案します。2 年生においては、たとえばプログラムの配属先が計画立案時の想定と異なった場合など、履修計画の見直しと修正を行います。見直しと修正は、前期（第 3 期）の集中講義「キャリア 3：キャリアデザインⅡ」の中で、主に担当チューターの教員と相談しながら行います。以降、履修計画（Plan）→履修登録・受講（Do）→計画見直し（Check）→修正（Action）→履修計画（Plan）・・・の PDCA サイクルを意識した計画と受講を主体的に進めてください。なお、「キャリア 3：キャリアデザインⅠ」の受講前である 1 年生（第 1 期と第 2 期）については、当キャリアマップシステムを使用して履修計画を作成することはできないため、共通教育履修案内、農学部履修の手引き「5. 学修のプロセス」、シラバスなどの資料を活用して立案することになります。

履修計画は、学修意義（目標）を明確にした上で作成することが重要であり、そのためにキャリアマップシステムは必須のツールとなります。当システムでは、農学部開講のすべての科目が養成される能力によって区分され、また複数の就職分野や資格について科目との関係が整理（モジュール化）されています。将来の就職分野や取得したい資格など目標が比較的明確な場合、該当するモジュール（たとえば、「公務員：農学系」など）を選択することによって推奨される受講科目を確認することができます。一方、目標に基づいてモジュールの選択が困難な場合、自身の興味や嗜好によって修得したい能力（たとえば、「DX・スマート化」など）を選択すれば、その能力の養成に必要な科目群を確認することができます。いずれにしても、各モジュールと区分される能力の関係はシステム内で成形される表やチャートによって定量的または視覚的に確認することができます。こうした情報を履修計画の見直しと修正に活用することにより、目標（修得したい能力、希望する就職分野、取得したい資格）に対応した履修計画を立案することができます。

履修計画に際しては、卒業要件を常に意識しておく必要があります。どのプログラムに配

属されても卒業要件の総単位数は同じですが、必修科目と選択科目の卒業要件単位数はプログラムによって異なります。機材や場所などに制限のある科目（特に実験・実習系の科目）を除けば、基本的に農学部で開講されるすべての科目を受講することができます。履修申請単位数の上限制度（キャップ制度：p.10 参照）による単位の上限以内であれば、オンラインやオンデマンドによる受講（上限 60 単位）も考慮して時間割の空き時間を有効に活用した自由度の高い計画が可能です。ただし、特に必修科目は、定められた開講学期に修得することが望ましく、単位を取得できず翌年に持ち越すと、その学期に履修すべき科目と再履修科目の時間割が重複していまい、ズルズルと履修が遅れてしまうことになりかねないため注意が必要です。共通教育科目と専門科目の選択・必修の区別、単位数、時間割などの詳細はキャリアマップシステムで確認できますので、成績を含む現状を当システムで把握した上で履修計画を立ててください。

本学部は 4 年間の一貫教育を目指しており、入学から卒業までの通年時間割表を作成することがその基本です。「農学部の教育理念と学習目標」を理解した上で、各学期の履修目標を立ててください。履修課程表は段階的学習によって効率よくプログラムの教育目標を達成できるように作成されているため、履修過程表を基本とした履修計画の立案を心がけてください。キャリアマップシステムでは専門の必修科目は各学期の時間割表で優先的に割り当てられます。共通教育および専門の選択科目は、各学期の開始前に更新される時間割データを基に、自分で履修期を決めることになります（ただし、1 年生の履修期を除く）。各科目が開講されている曜日と時限（コマ）はシステム内で管理されており、曜日と時限が重複した科目はアラートによって確認できますので、各学期における月曜から金曜までの自分の時間割表をシステムを活用して作成します。なお、学外研修や留学などやむを得ない事由等で履修科目の重複が避けられない場合は、各期 2 科目までメディア授業による受講を申請できます。詳しくは農学学生係にお問い合わせください。

キャリアマップシステムは様々な履修事項の変更に対応しており、履修登録を容易且つ確実に行うのに有用なツールです。履修課程表と時間割表に掲載される科目は、基本的には入学時に配布された両表の内容通りに開講されますが、教員の異動等の諸事情によってやむなく履修期等が変更される場合があります。こうした変更は、キャリアマップシステム内で当該期の履修登録の時期までに確定され、履修課程表と時間割表は最新の内容に更新されます。そのため、各表の情報の変更を履修登録の前にシステムによって必ず確認するようにしてください。履修登録は履修計画に基づいて行いますが、この登録手続きを機械的な作業としてスムーズに進めるために、キャリアマップシステムによって履修計画を熟考し練り上げるようにしてください。

履修手続き

履修登録とは： 履修登録は、学生が各学期の初めに自分が履修しようとする科目を届け出る手続きであり、履修計画を実行する出発点となります。履修登録が完了した時点で履修計画が確定し、授業出席の資格が与えられます。各学期の所定の期間内に登録申請手続きを

済ませることが必要ですが、受講者数の制限をしている科目もあり、申請通り受講できない場合も生じます。そのため、再申請の機会が設けられています。

履修登録申請方法： キャリアマップシステムで作成した履修計画に従って科目の履修登録申請を Web 登録システムによって行います。学内の所定のコンピュータを使って申請しますので、入学時に行う第 1 期の申請期日の説明・指導には必ず出席してください。自宅、帰省先、実習先、配属研究室等からもパソコンを使って登録できますが、Web 登録画面の理解が必要ですので、一度は指導を受けてください。

履修の許可についても Web 上で発表され、履修が許可された科目の取消・変更は、指定された期日（「農学部行事予定表」に記載）以降できません。なお、履修申請単位数の上限制度（キャップ制度 : p.10 参照）について、その上限はキャリアマップシステムで自動的にチェックされていますが、履修登録時にも再度確認してください。

履修の相談窓口

農学部ではチューター制度をとっており、入学時のオリエンテーションなどで自分のチューターとなる教員が案内されます。履修上の諸問題について真っ先に相談すべき教員ですが、「共通教育科目」については、事務を担当している学生部共通教育係に申し出てください。「専門教育科目」については、チューターの他にプログラムの教務委員、農学学生係に申し出てください。「教職科目」については、学生部共通教育係または農学学生係に申し出てください。プログラムに配属される 2 年生はチューター及びプログラムの教務委員、研究室に配属される 3 年生以降は卒業論文の研究を指導する当該研究室の教員の助言を重視してください。

学習、試験、成績評価

学習： プログラムの学習目標を基礎として、農学部で開講される科目が区分（能力区分）又はモジュール化（職業モジュールと資格モジュール）されています。学部卒業時までにそれぞれの分野で活躍できる資質を養うための最小限の科目が区分又はモジュール化されるとともに、各科目は学習順序を考慮して各学期に配置されています。大学における様々な学びの中で、その分野で活躍している実社会の専門家、研究者あるいは身近な指導教員から、到達目標を具体的に実感できるはずです。つまり、専門家として、実社会の問題をどのように把握し、解決方法を見出すための調査や実験を計画してどのような検討チームを編成するか、得られたデータをどのように解析するか、さらに、学会や職場の上司にどのように報告し討論するかなどを修得することができるはずです。

そうした能力は個別の教科についての学習を通して積み上げられるものです。授業を担当する教員は、「授業概要」に加え、「学習の到達目標」や「学習順序」を学習資料とともに「シラバス」に記載しています。15 回の開講日毎にテーマが記載されており、これを基に、指示された学習資料によって予習することが大切です。試験時に集中して行う受身の学習では、未知の問題に立ち向かう積極的な姿勢を養うことが困難です。日進月歩の科学の世界において、現時点の知識は数年後に書き換えられることもあり、単なる記憶は卒業して働く時

点では役に立ちません。思考能力を養うため、必ず予習した上で授業に出席し、疑問点を質問することが重要です。そのために、各回のテーマを記載したシラバスがあるのです。「単位の計算」で書いたとおり、講義時間の 2 倍を予習と復習に充てることが必要です。

試験： 試験は学習の到達度を測るためのものであり、高度職業専門人としての資質を見極める基礎となる事項です。単に「単位を取得した」だけでは、実社会に出てからの活動に支障をきたします。自分が今後の学習に努力すべき指標として成績を受けとめることが大切であり、自分の目指す進路に関る自己評価に役立ててください。「大学受験」までは「どの大学・学科に入学できるか」が卑近な課題でしたが、大学での学習は実社会において専門家としての評価に耐える資質を身につけるためのものです。

大学を卒業しても、科学の進歩に付いていくために生涯学習が必要であり、たとえば、文科省が設けている「技術士」などの資格者は「ポイント制度」によって年間学習時間が義務化されています。受験競争は、国内の同じ世代での数年間の競争でしたが、大学に入学してからは世代を問わず、国を問わない、生涯をかけた競争が始まるのです。自分の資質や学習努力を冷静に見極めることが、試験による成績評価です。

成績評価： 各自が立てた履修計画を実行した結果が成績であり、その集積が卒業認定に繋がります。どこの国でも通用する資格としての大学教育の国際基準が作られており、それに見合った大学を卒業しないと「高度専門職業人」として海外で活躍できないことになりつつあります。国際基準を満たすには成績評価の厳格化が要求されており、国際基準による厳格な評価は本学を卒業したことで国際的に活躍するための基礎となる事項です。また、そうした成績評価は早期卒業や飛び級による大学院進学の認定をする際の重要資料ともなります。プログラム分けや奨学金・授業料免除の際にも成績評価が使われます。成績や修得単位数などは数値に加えてチャートやグラフによってキャリアマップシステム内で確認できます。「履修計画」の中で説明した PDCA サイクルを意識し、評価結果を活用して以降の学期の履修計画を修正・立案してください。

GPA について： 学習達成度を測るためにグレード・ポイント・アベレージ（ＧＰＡ）制度があります。成績は、下表に示すように、学習達成度 90%以上を A（秀）、80%以上 90%未満を B（優）、70%以上 80%未満を C（良）、60%以上 70%未満を D（可）、60%未満を F（不可）と評価します。評価のグレード・ポイント（ＧＰ）は、A＝4 点、B＝3 点、C＝2 点、D＝1 点、F＝0 点（不合格）となります。成績表は評語で表示されます。

学習達成度	評 点	評 語	認 定
９０%以上	９０点以上	A（秀）	合 格
８０%以上９０%未満	８０点以上９０点未満	B（優）	合 格
７０%以上８０%未満	７０点以上８０点未満	C（良）	合 格

６０％以上７０％未満	６０点以上７０点未満	Ｄ（可）	合 格
６０％未満	６０点未満	Ｆ（不可）	不合格

各学期、１年間及び入学後のＧＰＡをそれぞれ、学期ＧＰＡ・年間ＧＰＡ・通算ＧＰＡと呼び、当該履修期間に履修した科目のＧＰを用いて、以下のような単位平均値により求めます。

$$\text{（学期・年間・通算）GPA} = \frac{4 \times n_A + 3 \times n_B + 2 \times n_C + 1 \times n_D}{n_A + n_B + n_C + n_D + n_F}$$

ただし、n_AはA、n_BはB、n_CはC、n_DはD、n_FはFの総単位数です。この式から明らかなように、評価Ｆ（＝0 点）で不合格となった科目があるとＧＰＡの値が下がり、学業成績指数が低いことを意味します。

① ＧＰＡ制度の対象外科目について

単位認定科目、放送大学や県内大学等との単位互換科目における成績評価は、Ｐ（認定）となります。したがって、ＧＰＡの算出に際しては対象外となります。また、教職科目などの卒業要件科目外の科目も対象外となります。

② 履修申請科目の取り消しについて

履修登録確定後に放棄した科目の評価はＦ（不合格）となります。評価Ｆも成積原簿に記録されますので、ＧＰＡを算出する場合に、評価Ｆ（＝0 点）はＧＰＡを下げることとなります。したがって、次の場合には、事前に履修を取り消すことができます。

・病気や怪我などで長期欠席となるために、医師の診断書を添付して履修登録取消申請をした場合

・履修登録の確定後３週間以内に、履修登録取消申請をした場合

③ 単位状況に基づく助言・指導について

単位修得状況が芳しくない学生に対しては、適宜チューター教員等が面談を行い、修学及び学生生活全般にわたり助言・指導を行います。

不正行為について： 厳正な成績評価は、学生個人の自己評価に役立てるだけでなく、上に述べたように本学部の教育姿勢の問題でもあります。試験における不正行為は、当人だけでなく、本学部の対外評価にも関りますので、厳に慎んでください。

（１）試験は履修の成果を確認する趣旨のものであり、その趣旨に反する行為は不正行為とみなされます。

（２）受験中不正行為を行った者は、直ちに退場させられます。

（３）不正行為を行った者の処分は、学部教授会で決定されます。

（４）試験等の際に不正行為を行った者については、当該学期の履修科目の成績は全て不合格になります。

5．学修のプロセス

農学部農学科では４つの教育プログラムを準備しており、1 年次は農学科共通のカリキュラムで学びますが、２年次に進む段階で、いずれかのプログラムに所属することになり、その後はプログラム毎に学ぶ内容が異なってきます。1 年次の間に各プログラムの特徴や能力区分について情報を収集しておきましょう。

特定のプログラムに希望者が集中した場合は成績（GPA）によって振り分けます。

２年次にプログラムに所属するためには１年次に 30 単位以上（必修科目の単位数 20 単位以上を含む）を修得する必要があります。また、プログラムに進むためには、必ず修得しなければならない科目もあります。（プログラムに進むことができない場合、卒業が遅れることに留意しましょう。）

なお、各期の履修申請単位の上限は 24 単位です。（集中開講の科目の単位は上限枠には含まれません。）

卒業するためには、共通教育、農学部共通、各プログラムで決められた必修科目、選択必修科目の履修条件を満たした上で 124 単位が必要です。

1年次（1期、2期）

１．農学部農学科の全ての学生は鹿児島大学共通教育センターが開講する共通教育科目を受講します。卒業するためには、共通教育科目の必修科目１８単位（留学生２０単位）と選択科目１２単位を修得する必要があります。これらの科目の科目枠組みや単位数については共通教育履修案内で確認してください。

２．共通教育科目の他に、農学部で開講する共通の専門教育科目の修得が必要です。専門教育科目は「農学基礎」（１単位）、「農業と社会」（２単位）、「フィールド基礎実習」（１単位）です。これらは 1 期に開講され、２期には開講されませんので、必ず１期に修得してください。

３．農学部では皆さんのキャリア形成意識を醸成するための科目を開講しています。1 年次で学ぶキャリア教育科目は、「農学プログラム概論」（キャリア１）、「業界学習」（キャリア２）「キャリアデザインⅠ」（キャリア３）です。以上は必修科目で、1 科目でも欠けるとプログラムに配属されませんので確実に修得するようにしてください。「農学プログラム概論」（２単位）、業界学習（1 単位、集中）は 1 期、「キャリアデザインⅠ」（1 単位）は２期に開講されます。なお、学外研修（キャリア４）は１年次でも受講可能な選択科目ですが、２年次以降の受講を推奨しています。

４．２期で開講される農学部の専門科目のうち、「遺伝学」は植物資源科学プログラムと食品生命科学プログラムでは必修科目となります。「食品化学」は食品生命科学プログラ

ムでは必修科目となります。「環境共生学」は環境共生科学プログラムでは必修科目となります。「フードシステム学Ⅰ、Ⅱ」は農食産業・地域マネジメントプログラムでは必修科目となります。なお、これらの専門科目は４期、６期でも履修可能ではありますが、４期、６期は同時限にプログラム配属後の専門科目が配置されるため、２期での修得を強く推奨します。

５．１年次の時間割は 21 ページに掲載しています。

2年次

１．各プログラムに所属し、専門科目を中心に学んでいくことになります。プログラムによって履修が求められる必修科目、選択必修科目、選択科目が異なります。各プログラムのカリキュラムを確認しながら履修を進めてください。

２．キャリア教育科目は前期（３期）の「キャリアデザインⅡ」が必修科目です。

3年次

１．プログラム毎にさらに専門性が細分化され、卒業研究分野を模索する段階であり、実質的に卒業研究の指導教員が決まります。プログラム毎に卒業研究に着手できる条件が異なってきますので、チューターなど、教員と相談の上、履修計画を立ててください。

２．他プログラムで開講されている講義を受講して、自分の知識の幅を広げることも考えてみましょう。ただし、実験科目や実習科目は受講人数制限がありますので、他プログラムの実験や実習については受講できないことがあります。

4年次

１．卒業研究を中心に活動することになります。

２．３年次までに開講された科目の単位の取り忘れがないか確認作業を行っておきましょう。

各教育プログラムに配属後の学修について

【植物資源科学プログラム】

３年次には各研究分野単位で実施される科目があり、各教員の研究分野に配属されます。それぞれの教員の指導の下、卒業研究に備えるために専門英語と必修科目の実験や実習を履修してください。これらは卒業研究に必要な知識や栽培・実験技術などを修得するために重要です。

２年次から３年次の研究分野への配属は農学部共通科目を除く専門必修科目の 15 単位以上を修得していることが基準です。また、4 年次に卒業研究を履修申請するためには卒業要

件単位の 90 単位以上を修得することが基準です。単位修得の状況によってはプログラム長ならびに教務教員、チューター教員、受け入れ指導教員と相談の上、研究分野配属や卒業研究の履修申請を延期する場合があります。

各教員が指導する学生数は、プログラム所属学生数を教員数で割った値を基本数とします。配属先については、希望調査を行って決めますが、偏りが生じた場合は、２年次までに修得した科目の成績で振り分けることがあります。

【環境共生科学プログラム】

３年次進級時に各教員の研究分野に配属されますので、それぞれの教員の指導の下、卒業研究に備えるための「環境農学実験 I、II」、「専門英語」を受講し、1 年間の研究準備期間（3 年生）を設けることで 4 年生における卒業研究の充実を図ります。

各教員が指導する学生数は所属学生数を教員数で割った値を基本数とします。配属研究分野については、希望調査で決めますが、偏りが生じた場合は、２年次までに修得した科目の成績で振り分けることがあります。

推奨科目は資格や就職の方向性との関連が大きいため、受講にあたっては、チューターや指導教員、モジュール担当教員と相談した上で履修計画を立ててください。

4 年次に「卒業研究」を履修申請するためには 90 単位を修得することが基準です。

【食品生命科学プログラム】

学部が定めた２年後期(4 期)の成績発表時に、農学部共通科目を除く２年次終了までに修得可能な専門教育科目の必修単位数 32 単位のうち、実験科目の４単位全て及び講義科目 20 単位以上を修得している者を３年次への進級要件とします。

３年次への進級後は各教員の研究分野に配属されますので、それぞれの教員の指導の下、卒業研究に備えるための専門英語を受講し、1 年間の研究準備期間（3 年生）を設けることで 4 年生における卒業研究の充実を図ります。なお、1 年間の研究準備期間を必要とするため、配属後１年間は卒業研究の履修申請はできません。

各教員が指導する学生数は、プログラム所属学生数を教員数で割った値を基本数とします。配属先については、希望調査を行って決めますが、偏りが生じた場合は、２年次までに修得した科目の成績で振り分けることがあります。

【農食産業・地域マネジメントプログラム】

３年次に各教員の研究分野に配属されますので、それぞれの教員の指導の下、卒業研究に備えるための「農食産業・地域マネジメント演習Ⅰ、Ⅱ」と「専門英語」を受講してください。また、4 年次に「卒業研究」を履修申請するためには卒業要件単位の 100 単位以上を修得することが基準です。

各教員が受け持てる学生数は、プログラム所属学生数を教員数で割った値を基本数とします。配属先については、希望調査を行って決めますが、偏りが生じた場合は、２年次までに修得した科目の成績で振り分けることがあります。

1年次時間割

（網掛け　　は農学部の専門科目）

学年		1年次			
学期		前期（1期）		後期（2期）	
ターム		1	2	3	4
月	1	フィールド基礎実習（1～5限）			
	2			基礎生物学入門（選択科目）	
	3				
	4				
	5				
火	1	初修外国語、国際教養		初修外国語、国際教養	
	2	情報活用Ⅰ、Ⅱ		食品化学（注2参照）	
	3	農業と社会		環境共生学（注2参照）	
	4			フードシステム入門Ⅰ、Ⅱ（注2参照）	
	5	農学基礎（農業原理）			
水	1	教養自然科学、日本語Ⅰ／Ⅱ		教養自然科学、日本語Ⅲ	
	2	教養自然科学		教養人文社会科学、日本国憲法	
	3	体育・健康科学実習			
	4	学び合いの技法	学術レポートの基礎	学際教育	
	5	初修外国語、国際教養		初修外国語、国際教養	
木	1	初修外国語、国際教養		初修外国語、国際教養	
	2	教養人文社会科学、日本事情		初修外国語、国際教養、日本語Ⅲ	
	3				
	4	キャリア1：農学プログラム概論		大学と地域	
	5	初修外国語、国際教養		教養人文社会科学	
金	1	学際教育、日本語Ⅰ／Ⅱ		遺伝学（注2参照）	
	2	英語Ⅰ（LS）		英語Ⅱ（RW）	
	3	体育・健康科学理論		キャリア3：キャリアデザインⅠ	
	4			教養自然科学	
	5				
集中実施		キャリア2：業界学習（9月29，30日実施）		キャリア4：学外研修（※選択科目、2期～6期開講）	

注　植物資源科学プログラム、食品生命科学プログラムに配属された場合、「遺伝学」は必修科目として扱います。
食品生命科学プログラムに配属された場合、「食品化学」は必修科目として扱います。
環境共生科学プログラムに配属された場合、「環境共生学」は必修科目として扱います。
農食産業・地域マネジメントプログラムに配属された場合、「フードシステム学Ⅰ、Ⅱ」は必修科目として扱います。

6．教員免許を取得するには

農学部では、高等学校教諭一種免許状（農業）について課程認定を受けています。本学部は農業に関する高度職業専門人の育成を目指しており、学科・教育コースの教育理念と目標はそこに置かれています。農学部履修規則第 13 条ならびに「教員免許状の所要資格の取得に関する履修細則」（P47）に記載されている事項を熟慮し、履修するかどうか決めてください。

時間割の計画

「教員免許状の所要資格の取得に関する履修細則」に基づいて、「教職に関する科目」および「教科に関する科目」の必要単位数を修得しなければなりません。教職のコース教育については学部・学科の教務委員が履修指導することになっています。また、農学学生係でも必要事項を教えてくれます。

「別表 1．免許状取得のために必要な科目等と修得すべき最低単位数」（P48）に示された区分毎の科目について合計 59 単位を修得してください。「教育の基礎的理解に関する科目等」は別表 2（P48）に示されるように全て必修科目です。仕上げとして、自分の出身校で受ける教育実習及び教職実践演習があります。

「教科及び教科の指導法に関する科目」については、別表 3（P48）に必修科目が示されていますが、別表 4（P49）に示した選択科目は農学部で開講されているもので、大半は専門教育課程の履修によって満たされます。

「教育の基礎的理解に関する科目等に関わる履修課程表」には選択科目が入っていないので注意してください。低学年で受講する科目は、教育学部など他学部の先生や本学以外の非常勤講師にお願いしているものが多くあります。途中で教職を諦める学生が多い場合は、これらの先生方の負担となってしまいますので、「取れるものなら取っておこう」という安易な気持ちで取り組むことは慎むようにしましょう。本学においても教育学部があり、最初から教師を目指して入学した同級生にも失礼な態度と受け取られかねません。卒業要件となる 124 単位に加えて、教職に関わる科目 59 単位を修得することは容易なことではありません。

７．海外留学

海外留学は、世界の多様性や複雑さ、また、その魅力や可能性に触れ、感動を通じて視野を広げ、世界における日本のあるべき姿や個人の役割について考える機会です。ますますボーダレス化する世界の中で、将来を背負う若い人々の中に、旅行や短期の語学研修などではなく、１年位は外国で勉強したり暮らしたりする体験を持つ人が増えて欲しいと考えています。そこで、本学部では学生の皆さんに海外留学のチャンスを設けております。

学生交流を含む国際学術交流協定を本学との間で締結した大学、即ち協定大学への交換留学は、休学せずに本学に在籍のまま留学が可能であり、ごく一部を除き授業料に関する相互不徴収、宿舎の便宜や単位相互認定制度など多くの利点があります。奨学金の給付が受けられる場合もあります。

鹿児島大学は現在 40 ヵ国以上 350 名を超える外国人留学生を受け入れておりますが、本学から外国の大学に留学する学生は、短期の語学研修を除き残念ながらまだ少数にとどまっています。本学は海外の 40 ヵ国以上約 160 の大学・機関と協定を結び、教職員・学生の相互派遣や交流を行い、大学相互の研究・教育の推進をはかっております。各協定大学には多くの場合毎年 3 名程度の学生派遣が可能ですが、まだ十分にこの制度が活用されているとはいえません。学生諸君の協定大学への積極的な留学を望んでいます。

履修単位に関しては、学則第４５条および履修規則第１１条に基づき、他大学等で履修した授業科目を本学部で履修したものとみなすことができます。この場合、農学部の教育目標を達成するためのものであることに留意し、本学で開講されている科目に相当する内容で読み替え可能であることが条件です。海外の大学に協定校派遣留学生として留学する場合には、その期間本学部の授業を受けられませんので、卒業要件科目を修得できない場合があります。修業年限の延長にならないよう、留学期間に修得すべき卒業要件科目に相当するものを、留学先の大学で開講されている科目から選んで履修する必要がありますので、留学を希望する場合には国際交流委員そして農学学生係を通じて希望大学のコンタクトパーソンに相談してください。

なお、協定校への交換留学以外の海外留学も可能ではありますが、単位認定については個別の審査となります。詳細は「学術交流協定に基づく海外留学生が修得した単位の認定細則」を読んでください。

申し込み手続き

協定校派遣留学制度、その他の留学制度等について知りたい学生は、グローバルセンターが開催する「派遣留学説明会」等に参加して下さい。各国各大学の実状を知る教員や学生の体験に根ざした話を聞ける良い機会であり、また具体的な疑問や質問に答える場も用意されております。説明会や募集等の公示は原則掲示板にて行われるので、掲示物に絶えず注意を払ってください。グローバルセンターおよび学生部国際事業課留学生係は協定校に留学する学生をサポートしていますので利用してください。

留学希望者は、チューターや指導教員にも、よく相談してください。

派遣留学生選考：　全学の応募者に対し書類及び面接選考を行なっています。日本文化や社会・政治の知識が豊かで、心身共に健康な鹿児島大学の学生の代表としてふさわしい学生であることが必要です。また、留学志望の国の言語や歴史を勉強しておくことが最低のエチケットであることも忘れてはいけません。

留意事項：　留学に際しては留年を避けるために、1年次から計画的な単位取得が必要となります。規定の在学期間内にすべての単位を取得し、さらに留学まですることには、当然ながら相応の努力と困難とが伴います。しかし、それらをクリアーできた場合には、本人の自信となるばかりでなく、各方面からも高く評価され、就職や進路等へも良い影響を与えるに違いありません。学生諸君の努力を期待しております。なお、留学や海外旅行の前には、必ず外務省の渡航関連情報等を見て安全その他必要事項を確かめておいてください。

相手大学の情報：　多くはインターネットの当該大学ホームページで詳細な情報が公開されています。

学部生としての交換留学の原則

・留学期間は１学期以上１年未満であり、留学時期やその他条件は受け入れ大学の条件に従う。
・派遣学生数は、通常、相手校１校あたり鹿児島大学全体より３名以下である。但し、実際の交換留学生派遣可能数は、協定内容や相手校からの鹿児島大学への留学生数や、受け入れ条件等で異なる。
・応募条件は、協定大学への留学を強く希望し、交換留学生としての責務を果たすことができる者とする。
・受け入れ大学への入学手続き等で、個人に係わる部分は原則自分で行う。
・授業料は不徴収であるが旅費、生活費は、原則として自己負担とする。但し、留学用の奨学金を得て留学する場合もある。
・保護者および指導教員の許可を得ていること。
・単位互換制度があるが、その適用は別途審議され、卒業が遅れる可能性があることを理解していること。
・休学扱いにはならない。
・鹿児島大学は、留学中の事故その他の責任を一切負わない。
・大学単位あるいは学部単位で必要に応じて留学生を募集する。

・申請者に対して、鹿児島大学は必要に応じて成績評価、適正試験、選考試験等を行う。
・募集を行っても留学を保証するものではない。

要求される語学力

英語圏： TOEFL iBT50 以上、IELTS 5.0 以上程度の英語力が必要（交換留学生候補者の場合）。詳細な語学応募要件は、募集時に示される。

非英語圏： 簡単な日常生活が可能な程度の当該国語による会話、そして英語での日常会話ができること。

学習環境： 上記の語学力の修得に利するため本学では、Global Language Space を設け、外国語学習の環境および海外研修や留学に関する情報入手の場を整備している。また、留学生との積極的な交流とボランティアとしての支援活動も語学力の修得に極めて有効である。共通教育科目にも留学準備を目的としたものがある。

8．学生生活

大学生活は授業等による学習が中心となりますが、サークルやボランティア等の課外活動も人格形成に重要です。また、多くの学生諸君は親元を離れて単身生活をすることになりますが、健康管理も自分でしなければなりません。有意義な学生生活を送るため、修学・学資・健康・就職・課外活動等の様々な問題について、大学事務局の学生部、農学学生係が相談窓口になっています。「学生便覧」に詳細に書かれていますが、農学部の学生にとくに重要な事項を説明します。

学生生活上の諸問題

学生生活上に生じたどのような問題でも、相談したい場合には、まずチューターあるいは指導教員へ申し出てください。相談内容に応じて、プログラム長、教務委員、学生生活委員などへ連絡して詳しく相談に応じるようにします。

1）修学および学生生活一般の相談

チューターあるいは指導教員が修学および学生生活一般に関する総括的な指導・助言を行いますが、農学学生係の窓口を通して相談することもできます。担任教員および指導教員は修学に関する諸事項、授業料免除や奨学金に関する諸事項、休・退学や進路に関する諸事項などについて指導助言を行います。学生諸君はすすんでチューター等と接触をもち、遠慮なく相談してください。

2）授業料・奨学金等

経済的理由により休学する場合、あるいは授業料未納により除籍となる場合があります。鹿児島大学学則第 57 条に「授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者は除籍となる」と定めていますので、年度末において半期分でも未納であれば該当します。こうした事態を避けるため、授業料免除の制度が設けられています。授業料免除とは、

- 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 授業料の各納期前6ヵ月以内(新入生の最初の申請期においては1年以内)において、学資負担者の死亡や風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

を対象として、本人の申請に基づき選考のうえ、その期に納付すべき授業料の全額または半額を免除する制度です。

免除手続きについては、新入生は合格者に配布された「入学案内」に記載されていますが、2 年次以降の学生に対しては、前期分は 1 月初旬、後期分は 6 月初旬に提示されますので注意してください。

さらに、奨学金制度を利用することもできます。日本学生支援機構については、4～5 月が募集時期となっていますので説明会に出席の上、学生部学生生活課に申し込んでくださ

い。経済状況、学業及び人物を総合判断して選考の上、日本学生支援機構に推薦することになります。

予期されない経済的危機を乗り越えるためには、平時から勉学に励むことが最も大切ですが、何らかの経済的な事情が起こった場合には、学生部学生生活課、農学学生係あるいは学生生活委員に相談し、卒業を迎えられるように努力してください。

農学部の事務窓口で扱っていること

1）証明書などの発行

証明書の発行には学生証が必要です。各種証明書は一部を除き、自動発行機(大学会館・図書館等にあります)で発行できます。

自動発行機利用の際は、事前に学務Ｗｅｂシステムで学生カードの登録をしておく必要があります（学生情報の変更がなければ、年度内に一度の登録で構いません）。

（1）在学証明書・成績証明書・卒業見込み証明書・健康診断書など：
自動発行機で発行できます。卒業見込み証明書は最終学年になりましたら発行できます。健康診断書は後述の健康診断を受診していなければ発行できません。

（2）学生旅客運賃割引証（学割証）：　自動発行機で発行できます。
「学割証」は、修学・研究のために、旅行あるいは帰省用として交付されますが、自動発行機では一人あたりの年間発行可能枚数は 30 枚以内です。なお、名義人以外の者に使用させたり、期限切れの学割証を使用するなど不正行為があった場合は、「旅客営業規則」により罰せられますので、このようなことのないように十分に注意してください。学割証の有効期限は、卒業・退学など身分に異動がない場合は、発行の日から３ヶ月以内です。

（3）通学証明書：　市電、市バス、ＪＲ、南国交通、鹿児島交通、その他の交通機関の定期券購入希望者は農学学生係窓口に申し出て下さい。

※　学生証の再交付：　学生証を紛失、汚損したときは、学務Ｗｅｂシステムから再発行申請をし、大学生協で手数料を支払い、新しい学生証を受け取ってください。

2）学生の身分上の異動

（1）欠席届：　連続して３週間以上欠席するときは、理由書（病気の場合は医師の診断書）を添付して、欠席願書（欠席届）で必ず届け出をしてください。

（2）休学：　正当な事由によって 2 ヶ月以上修学できない場合は、農学学生係に申し出た後、担任教員あるいは指導教員に相談した上、所定の用紙を使用して「休学願」を提出してください。病気の場合は、医師の診断書が必要です。

（3）復学：　休学期間中にその事由が解消されたときは、農学学生係に「復学願」を提出してください。病気で休学した場合は、医師の診断書が必要です。

（4）退学：　退学を願い出るときは、農学学生係に申し出た後、担任教員あるいは指導教員に相談した上、所定の書類を使用して手続きをとってください。病気の場合

は、医師の診断書が必要です。

（５）その他：　転居、電話番号・メールアドレスの変更など、学生情報等に関連する異動があった場合には、学務 WEB システムで「学生カード」情報を更新してください。また、「学生カード」は毎年 4 月 1 日以降、各自で更新する必要があります。更新しないと、大学から発信する重要な情報を得ることができません。（「前年度情報取得」をクリックすると過去の登録データが表示されるので、内容を更新し確認後、登録してください。）

なお、改姓や国籍の変更などが生じた場合は、手続きが必要となりますので農学学生係を訪ねてください。

３）車両の大学構内乗り入れ

静かで安全な学習環境を保持するため、教職員・学生・業者等による車両（自動車、バイク）の構内乗り入れを制限しており、詳細は「鹿児島大学郡元地区交通規則」に定められています。

（１）農学部生は、学部 3 年生以上であること。

（２）「一般入構許可」は、通学距離が片道 10km 以上の者で本人が当該車両の保有者である者に限る。ただし、次の場合は、通学距離制限にかかわらず「特別入構許可」をすることがある。

・身体の障害で車両によらなければ通学が困難な者（診断書添付）。

・学習の都合上特に必要を認められた者（指導教員の指示書添付）

（３）一般入構許可の申請：申請書と車検証（保有者名・使用者名の確認）の写し。

（４）特別入構許可の申請：申請書と車検証（保有者名・使用者名の確認）の写し。診断書又は申請理由書と指導教員の指示書。任意保険の写し（自賠責保険不可）。車庫証明書、駐車場契約書の写し又は、駐車場代の領収書。

（５）定められた申請期間内に農学学生係で手続きを行うこと。

構内での遵守事項は下記の通りです。

（１）歩行者の安全を第一とし、構内に設置されている道路標識及び標示に従うこと。

（２）運行速度は、毎時 20km 以下とすること。

（３）所定の駐車場に駐車すること。

（４）特別に許可された車両以外は、出構時まで移動しないこと。

（５）入構許可証は、所定の位置に掲示すること。

（６）本学の行事又は緊急事態等に際して臨時に車両の運行を規制するときは、それに従うこと。

（７）自動二輪及び原動機付自転車は、構内で運転することは禁止する。

自動二輪及び原動機付自転車の駐車場は、外部の道路から直接入れる専用駐車場に駐車してください。それ以外の路上駐車は、道路交通法違反となるだけでなく、大学周辺住民に迷惑となりますので、絶対に慎んでください。

通学はできるだけ電車・バス等の公共交通機関を利用するようお願いします。

４）健康の維持

（１）学生定期健康診断：　学生の定期健康診断は、「学校保健法」に基づき義務づけられているので、全員もれなく受診してください。実施上の詳細は、掲示板にて連絡します。

（２）救護：　大学内で急に気分が悪くなったり、休養、投薬などの必要がある場合は、保健管理センターへ行って下さい。

５）そのほか

（１）遺失物について：　農学部構内での遺失物で届けられたものは、農学学生係に保管してあるので、心あたりの方は申し出てください。

（２）電話での照会：　電話での照会は、間違いの元になるので、用件は、直接、農学学生係の窓口で問い合わせてください。また、学生の電話口への呼び出しには応じられませんので、関係者には、事前に知らせておいてください。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

自然災害等非常時における授業・学期末試験等の取り扱いについて

鹿児島市及びその周辺の自治体に避難指示等が発令され又は警戒レベル相当の防災気象情報が発表された場合及び不測の事態が生じた場合に、学生の安全確保を最優先とした対応を前提とした授業・学期末試験等(以下「授業等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

１　休講等措置の決定

⑴　休講等の措置は、学長が指名する理事及び共通教育センター長が２に定める判断基準に基づく協議により決定し、学長に報告する。

⑵　前号の規定にかかわらず、学部等は特別の事情がある場合には、学部長等の判断により休講等の措置を決定することができる。ただし、この場合には学長及び前号の理事に報告するものとする。

２　授業等の取扱い

⑴　授業等開始前

午前６時30分の時点で次の判断基準アからウまでのいずれかの状況が確認された場合は、原則として午前中(１、２時限目)の授業等を休講とする。

なお､午前11時時点で､判断基準アからウまでのいずれかの状況が継続している場合は、原則として午後の授業等も休講とする。

【避難情報等（警戒レベル）】

ア　鹿児島市に警戒レベル４（避難指示）以上が発令されている場合

【防災気象情報（警戒レベル相当情報）】

イ　鹿児島市に警戒レベル４相当（氾濫危険情報、土砂災害警戒情報）以上の防災気象情報が発表されている場合

【公共交通機関情報】

ウ　市電又は路線バスが運行を見合わせている(運休を含む。)場合

(2)　授業等開始後

前号の判断基準に準じて、取り扱う。

なお、休講の措置をとる場合で学生が帰宅困難と判断される時は、学生が適切な避難行動をできるよう本学としての対応について併せて協議を行い決定する。

(3)　居住地又は通学経路に係る取扱い

前２号の取扱いにより、授業等が休講とならなかった場合でも、居住地又は通学経路にかかわる地域で警戒レベル４（避難指示）以上が発令され若しくは警戒レベル４相当以上の防災気象情報等が発表され、又は公共交通機関(鹿児島中央駅発着の JR、桜島フェリー又は垂水フェリー)の運休等が生じ、学生自身が安全確保の観点から登校しないことが適当と判断し、欠席等に至った場合には、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。

(注)

教育実習・病院実習・介護等体験実習・インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

３　休講等措置の周知方法

(1) 学生部は、学生及び授業担当教員に周知するために、鹿児島大学ホームページに休講措置等の情報を掲載する。併せて、学務 Web メールにより学生に周知する。

(2) 学部等は、学生及び授業担当教員に対し、学習管理システム manaba 等により必要な情報を速やかに周知する。

(3) 不測の事態等により、第１号又は第２号に定める方法による周知がない場合は、２の取扱いに基づき、各自で判断するものとする。

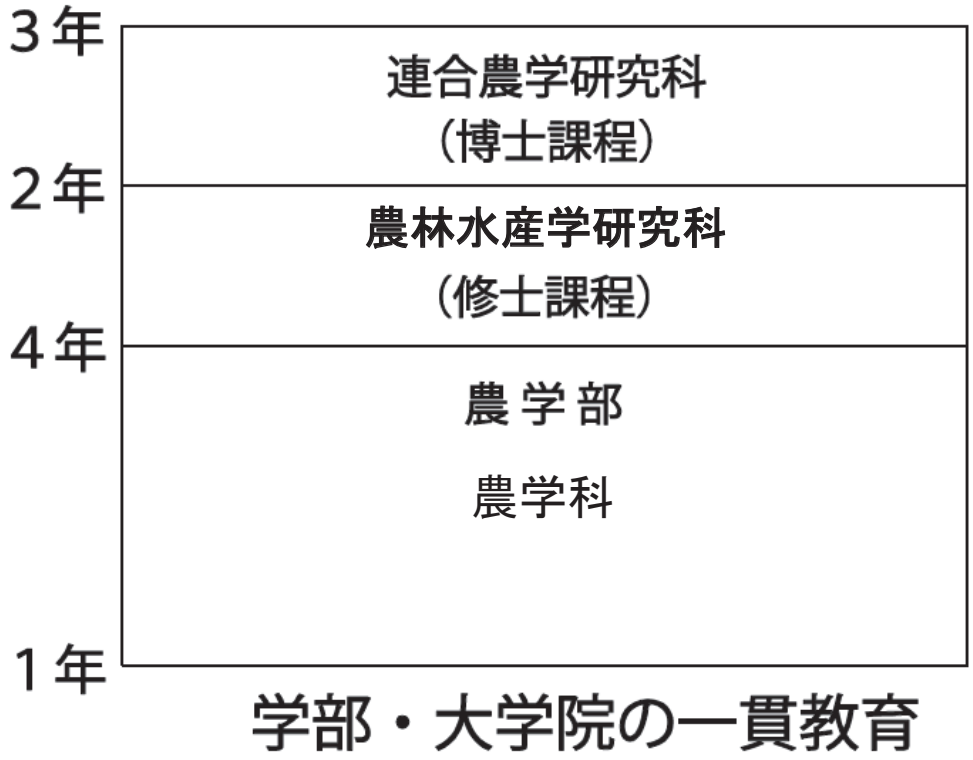
４　その他

(1)　地震等不測の事態が生じた場合も、上記に準ずる。

(2)　学長及び学長が指名する理事が必要と判断した場合には、１の(1)及び２の規定にかかわらず、休講等の措置等について決定し、実施することができる。

9．大学院の紹介

農学部を終えると大学院に進学できます。２年間の農林水産学研究科（修士課程）、３年間の連合農学研究科（博士課程）が用意されており、学部からの一貫教育が行われます。多くの場合、学部時代に過ごした研究室で卒業論文を書き上げ、そのテーマをさらに発展させるために同じ研究室で修士課程、博士課程に進みますが、進学の際に別の研究室を選ぶこともできます。



博士課程は日進月歩の科学の進歩を支える研究者の育成が、修士課程はそれに準ずる高度科学技術者の育成が目標です。博士課程を修了するには、合わせて５年かかりますが、大学院進学者が１年でも早く実社会に出て活躍できるように、学部を３年間で終える「飛び入学制度」が設けられています。毎年数名の学生がこの制度によって４年次を経ずに大学院に進んでいます。修士課程については、早期修了により１年で修了することができます。（詳細は、農林水産学研究科の規則を参照。）博士課程（連合農学研究科）も、研究業績が早く達成されれば２年で修了することができます。

修士や博士の称号は社会的に高く評価されており、就職後の待遇も学部卒業生より厚遇されています。とくに優秀な大学院生は、企業、行政、大学などの研究機関に迎えられ、各方面の分野の第一線で活躍している例も多くあります。学部教育を受ける中で、自分の将来像を描きながら、卒業間近になって慌てることのないよう普段から、就職や大学院進学について考え相談してください。

大学院農林水産学研究科（修士課程）の専攻・教育コース

専攻	コース
農林資源科学	植物生産科学
	畜産科学
	森林科学
	食料農業経済学
食品創成科学	食品科学
	先端生命科学
	焼酎発酵・微生物科学
環境フィールド科学	生物環境科学
	環境システム科学
水産資源科学	生物資源科学
	増養殖学
	環境保全学
	流通・政策学

※ 各指導教員の研究内容についてはインターネットで鹿児島大学のホームページから「鹿児島大学研究者総覧」（ http://ris.kuas.kagoshima-u.ac.jp/search?m=home&l=ja ）を参照してください。

10. 農学部規則等集

鹿児島大学農学部履修規則 ―― 34
　卒業要件単位数 ―― 42
　履修課程表 ―― 43
教員免許状の所要資格の取得に関する履修細則 ―― 47
　別表１．　免許状取得のために必要な科目等と修得すべき最低単位数 48
　別表２．　教育の基礎的理解に関する科目等 ―― 48
　別表３．　教科及び教科の指導法に関する科目 ―― 48
　別表４．　教員免許「農業」に関する専門選択科目一覧 ―― 49
　別表５．　教育の基礎的理解に関する科目等に関わる履修課程表 ―― 50
鹿児島大学農学部専門教育科目既修得単位認定規則 ―― 51
鹿児島大学農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する申合せ ―― 52
学術交流協定に基づく海外留学生が修得した単位の認定細則 ―― 54
鹿児島大学農学部早期卒業認定細則 ―― 55
鹿児島大学農学部転学部に関する細則 ―― 56
鹿児島大学農学部における学生の成績等開示請求
　及び異議申立てに関する規則 ―― 58
鹿児島大学農学部 長期履修学生制度に関する申合せ ―― 64

○鹿児島大学農学部履修規則

平成16年６月16日
農規則第13号

第１章　総則

(趣旨)

第１条　この規則は、鹿児島大学農学部(以下「本学部」という。)の教育に関し、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号。以下「学則」という。)及びその他諸規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

２　本規則は、鹿児島大学農学部・水産学部連携国際食料資源学特別コース規則(平成27年農規則第9号、平成27年水規則第1号)に定める農学部と水産学部が連携して開設する同コースの学生には適用しない。

３　鹿児島大学農学部･水産学部連携国際食料資源学特別コースの教育に関し必要な事項は、別に規則に定める。

(学科及びプログラム)

第２条　本学部に､鹿児島の地域特色を活かすことで強いグローカルマインドとともに農学総合力と専門性を兼備し､我が国の持続可能な農林食産業の発展と地域課題解決に貢献する「かごしま農学キャリア教育」を展開し、主体性・積極性の醸成、先進デジタル技術の駆使による現場・現実・現物と学術的原理・原則を高度に融合させる実践的農学教育体制によって、新時代を自ら切り拓くことができる人材の育成を目的に農学科を置く。

２　農学科に次の教育プログラムを置く。

植物資源科学プログラム
環境共生科学プログラム
食品生命科学プログラム
農食産業・地域マネジメントプログラム

(教育プログラムの決定と進級)

第３条　農学科の教育プログラム分けは２期終了時に行い、修得した単位数が30単位以上(必修科目の単位数20単位以上を含む)の者を対象とする。

２　その他の進級に関し必要な事項は、別に定める。

(学期)

第４条　本学部の学期は、学則第24条の規定により、１年次前期を第１期とし、４年次後期を第８期とする第１期から第８期までの区分で表す。

第２章　授業

(授業科目)

第５条　本学部の教育課程は、次に掲げる授業科目をもって編成する。

(1)　共通教育科目
(2)　専門教育科目

(3)　教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教職に関する科目(以下「教職科目」という。)

(授業科目の履修方法等)

第６条　本学部の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分けて編成するものとする。

２　時間割上同じ時間帯にある授業科目を重複して受講することは原則できない。

３　共通教育科目の履修方法は、鹿児島大学共通教育科目履修規則(平成16年規則第115号。以下「共通教育科目履修規則」という。)に従うものとする。

４　専門教育科目の履修方法は、別に定める卒業要件単位数表、基礎教育科目の履修要件表及び農学部履修課程表のとおりとする。

５　教職科目の履修方法は、「教員免許状の所要資格の取得に関する履修細則」に従うものとする。

(単位の計算方法)

第７条　授業科目の単位の計算方法は、学則第40条第１項の規定により次のとおりとする。

(1)　講義については、15時間から30時間までの授業をもって１単位とする。

(2)　演習については、30時間から45時間までの授業をもって１単位とする。

(3)　実験及び実習については、30時間から45時間までの授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修申請)

第８条　学生は、本学部の指定する期間内に、所定の履修申請方法により履修する科目を届け出なければならない。

２　登録していない授業科目については、受講はできない。

３　履修登録の取消は、指定期日以外はできない。ただし、以下の場合に限り認めるものとする。

(1)　病気や怪我などで長期欠席となるために、医師の診断書を添付して履修登録取消申請をした場合。

(2)　履修登録の確定後３週間以内に、履修登録取消申請をした場合。

(履修科目登録の上限)

第９条　学生が各学期に卒業要件の単位数として登録できる授業科目の単位数は、24単位を限度とする。ただし、別途定める要件を備え、かつ、本人の申し出により早期卒業の候補者として認められた学生は、この限りではない。

２　前項の上限単位には、集中講義、日本語及び自由科目の単位数は含まないものとする。

(他の学部等の授業科目の履修)

第10条　学生は、他の学部等の授業科目を当該学部等の定めるところにより履修することができる。

２　前項の場合には、農獣医学系学務課農学学生係で履修申請を行い、当該学部の許可を得ることとする。

（他大学等における授業科目の履修等の取扱い）

第11条　学則第45条第１項から第４項までの規定により、学生が他の大学等で履修した授業科目について修得した単位は、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学術交流協定等に基づく派遣留学生が海外の大学で修得した科目については、「学術交流協定に基づく海外留学生が修得した単位の認定細則」に定める。

３　鹿児島県内大学間及び放送大学との授業交流（単位互換）等により修得した科目については、選択科目として認める単位数の上限を定める。

（入学前の既修得単位等の取扱い）

第12条　学則第46条第１項及び第２項の規定により、学生が本学部に入学する前に、大学等において履修した授業科目について修得した単位は、入学した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　認定単位数の上限及び認定方法等については、鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定規則（平成16年規則第143号）、鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定実施要領（平成17年1月27日制定）、鹿児島大学農学部専門教育科目既習得単位認定規則及び農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する申し合わせに定める。

（教育職員免許）

第13条　本学部の学生で、教育職員免許状を受ける資格を取得しようとする者は、教員免許状の所要資格の取得に関する履修細則に基づいて教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　前項の資格を取得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりである。

学科	免許状の種類	免許教科
農学科	高等学校教諭一種免許状	農業

第３章　成績の評価

（評価資格）

第14条　学生は、受講届を提出した授業科目について、原則としてその実際授業時数の３分の２以上出席した場合に限り、受験することができ、成績の評価を受けることができる。

（評価の方法）

第15条　評価の方法は、科目試験及び論文試験とする。

２　科目試験は筆記試験又は口述試験とする。ただし、実験、実習及び演習の授業科目は平素の成績により考査することがある。

３　論文試験は、所定の卒業要件単位を修得した学生に対して教員が課題を与えて研究指導

し、当該学生がその成果をまとめて提出した卒業論文を審査し成績を判定する。

（成績の評価）

第16条　履修した授業科目の成績は100点満点で評価し、60点以上を合格とする。

２　前項の規定による成績の評価については、シラバスに記載された各授業科目の評価基準によって行う。

３　成績は、秀(A)(90点以上)、優(B)(80点以上90点未満)、良(C)(70点以上80点未満)、可(D)(60点以上70点未満)又は不可(F)(60点未満)の評語をもって表す。

４　前項の５段階評価をもとにGPを付与して、GPの平均値(グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。))を算出し、学習達成度の指標の一つとする。

５　各科目のGPの値及びGPAの算出方法は、別表のとおりとする。

（再評価）

第17条　再評価は、原則として行わない。ただし、教育上必要と判断される場合は、再評価を行うことがある。

２　前項ただし書きの規定により再評価を行う場合の評価は、合格(60点)又は不合格とする。

（成績発表）

第18条　前２条の規定により、単位を付与された授業科目については、学期ごとに成績を発表する。ただし、２期以上にまたがる科目については最終学期に発表することもある。

（成績の更新）

第19条　成績の評価が不合格となった科目及び単位を修得した後に、成績の評価を更新しようとする科目は、再履修申請を行うことができる。ただし、評価が合格である実習、実験、演習、研修の再履修は認めない。

２　再履修登録の取消は、第８条第３項の場合に限る。

３　再履修が確定した時点で当該科目の評価は取り消す。ただし、前項に基づき履修登録取消申請をした場合は、既評価に復する。

（不正行為の処置）

第20条　試験等の際に不正行為を行った者に対しては、当該学期の全履修科目を不合格(０点)とする等の処置をとり、更に学則第60条による処分を行うことがある。

２　前項の不正行為に対する処置で不合格となった履修科目は、当該学期の再評価を受けることができない。

（成績の開示請求及び異議申立て）

第21条　成績の評価に対して疑義又は不服がある場合、別に定めるところにより開示請求及び異議申立てができる。

第４章　卒業

（卒業の認定）

第22条　本学部学生で、次の条件をすべて満たした者は、教授会の議を経て卒業者と認定する。

(1)　大学に通算４年以上在学した者
(2)　共通教育科目履修規則並びに本学部が別に定める卒業要件単位数表の所定の授業科目及び単位数を修得した者

(学位)

第23条　卒業者には、学士(農学)の学位を授与する。

(早期卒業)

第24条　第20条の規定に関わらず、本学部の農学科に３年以上在学し、所定の単位数を優秀な成績で修得したと認められる者は、教授会の議を経て卒業者と認定することができる。

２　早期卒業の認定に必要な要件は「早期卒業の認定細則」に定める。

第５章　転学部

(転学部)

第25条　本学部学生で、他の学部に転学部を志願する者があるときは、当該学科で選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

２　他学部生で本学部に転学部を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

３　前２項の認定要件は「農学部転学部に関する細則」に定める。

第６章　再入学及び編入学

(再入学)

第26条　学則第34条第２項の規定により、本学部に入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

２　前項の規定により再入学を許可された学生は、退学前に所属した学科又は教育プログラムに所属するものとし、入学の時期は原則として学年の始めとする。

３　修業年限は、再入学後の修業期間と退学前の修業期間を通算し、修得すべき単位数は退学前の既修得単位数と通算する。

４　在学期間は、再入学後の修業期間の２倍を超えることはできない。

５　再入学を志願する学生は、再入学の時点で退学後４年を超えていないこととする。

(編入学)

第27条　学則第34条の規定により本学部に入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可することがある。

２　前項の編入学に関する細則は、「農学部編入学に関する規則」に定める。

附　則

１　この規則は、平成16年６月16日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

２　平成16年３月31日において、在学する学生に係る教育に関する必要な事項は、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

2　平成17年３月31日において、在学する学生に係る教育に関する必要な事項は、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成18年５月10日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

2　平成18年３月31日において、在学する学生に係る教育に関する必要な事項は、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成18年10月１日から施行する。

2　平成18年３月31日において、在学する学生に係る教育に関する必要な事項は、第18条第４項及び第５項を除き、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

2　平成19年３月31日において、在学する学生に係る教育に関する必要な事項は、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

2　平成20年３月31日において、在学する学生に係る教育に関する必要な事項は、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成24年４月１日から施行する。

2　平成24年３月31日に農学部獣医学科に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成25年６月19日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成25年11月20日から施行する。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。

2　平成27年３月31日において在学する学生については、第９条第２項については従前のとおりとする。

附　則

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

2　平成28年３月31日において本学部に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成30年１月17日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

2　この規則の適用日の前日において本学部に在学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　令和２年３月31日において本学部に在学する者及び同日以降に在学者の属する年次に編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和３年１月19日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

2　令和４年４月１日以降に編入学する者については、鹿児島大学農学部履修規則の一部を改正する規則（令和２年農規則第１号）附則第２項の規定にかかわらず、第９条に定める履修科目登録の上限は24単位とする。

附　則

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　令和４年３月31日において本学に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和５年４月19日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　令和６年３月31日において本学に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和７年10月１日から実施する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から実施する。

別表（第16条第５項関係）

項目	評価	評語	評語（GP）	GPの値
成績評価	90点以上	秀	A	４点

	80点以上90点未満	優	B	３点
	70点以上80点未満	良	C	２点
	60点以上70点未満	可	D	１点
	60点未満	不可	F	０点
単位認定科目の成績評価	認定した場合	認定	P	
GPAの算出方法	（学期・年間・通算） GPA＝(４×nA＋３×nB＋２×nC＋１×nD＋０×nF)／ (nA＋nB＋nC＋nD＋nF) １） nA、nB、nC、nD、nFは、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。 ２） 教職に関する科目、単位認定科目及び各プログラムが別途指定する科目は、GPAの算出対象外とする。			

卒業要件単位数（第6条関係）

<table>
<tr><th colspan="6" rowspan="2">科目種別</th><th colspan="2">単位数</th></tr>
<tr><th>一般学生</th><th>外国人留学生</th></tr>
<tr><td rowspan="20">共通教育科目</td><td rowspan="6">初年次教育科目</td><td rowspan="6">必修</td><td rowspan="2">学術基礎</td><td>学び合いの技法</td><td>1</td><td>－</td></tr>
<tr><td>学術レポートの基礎</td><td>1</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">体育・健康科学</td><td>理論</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>実習</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報活用</td><td>情報活用Ⅰ</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>情報活用Ⅱ</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学際教育科目</td><td>必修</td><td colspan="2">大学と地域</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>選択必修</td><td colspan="2">地域志向*
発展・実践*</td><td>4</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="6">グローバル教育科目</td><td rowspan="3">必修</td><td colspan="2">英語</td><td>6</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本語</td><td rowspan="2">－</td><td>6 注1</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本事情</td><td>(2) 注2</td></tr>
<tr><td rowspan="3">選択必修</td><td rowspan="2">初修外国語</td><td>【学部指定】</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>【選択】*</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">4</td></tr>
<tr><td colspan="2">国際教養</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自然科学科目</td><td rowspan="2">選択必修</td><td colspan="2">教養自然科学*</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>基礎自然科学</td><td>【学部指定】</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人文社会科学科目</td><td rowspan="2">選択必修</td><td rowspan="2">教養人文社会科学</td><td>【学部指定】</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>【選択】*</td><td>4</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="4">個別最適化科目 注3</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="5">共通教育科目単位数計 ❶</td><td>30</td><td>32</td></tr>
<tr><td rowspan="8">専門教育科目</td><td rowspan="5">農学部共通科目</td><td rowspan="2">農学基礎科目</td><td>必修科目</td><td>4</td><td rowspan="5">必修科目9
★の合計77</td><td rowspan="8">注5</td></tr>
<tr><td>選択科目</td><td>★</td></tr>
<tr><td rowspan="2">キャリア教育科目</td><td>必修科目</td><td>5</td></tr>
<tr><td>選択科目</td><td>★</td></tr>
<tr><td>専門基礎科目</td><td>選択科目</td><td>★</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門科目（講義、実験、演習等）</td><td>必修科目、選択科目、選択必修科目 注4</td><td>★</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門科目（専門英語）</td><td>必修科目</td><td colspan="2">2</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門科目（卒業研究）</td><td>必修科目</td><td colspan="2">6</td></tr>
<tr><td colspan="5">専門教育科目または専門科目単位数計 ❷</td><td colspan="2">94</td></tr>
<tr><td colspan="5">合計単位数 （❶＋❷）</td><td>124</td><td>126</td></tr>
</table>

※専門教育科目の履修要件は、履修課程表に定める。

注1：外国人留学生が受講する「日本語（6単位）」は、履修申請単位数の上限枠に含まれない。

注2：外国人留学生が受講する「日本事情（2単位）」は、学際教育科目群（地域志向、発展・実践）、自然科学科目群（教養自然科学）、人文社会科学科目群（教養人文社会科学）の単位に読み替えることができる。

注3：個別最適化科目は、共通教育科目の科目群によらず全ての選択必修科目「*」の中から自由に選択できるが、基盤ルーブリックに照らし合わせた自己評価に基づき、自分の学びに必要と考えられる科目を推奨する。

注4：各プログラム指定の科目を履修する必要がある。なお、農食産業・地域マネジメントプログラムにおける選択必修科目の卒業要件単位数は17単位とする。

注5：所属プログラムの定める単位数を履修する。

※　指導教員の許可を得て履修課程表以外の他学部で開講されている科目、大学間の授業交流（単位互換）に基づき県内他大学で開講されている科目を履修した場合については、12単位以内に限り、専門教育科目の選択科目の単位として算入できる。ただし教職に関する科目および教科に関する科目のうち必修科目は除く。

履修課程表（令和８年度入学生用）

科目種別		科目名	単位数	週当たり授業時間数														植物PG			環境PG			食品PG			農マネPG					
				1期		2期		3期		4期		5期		6期		7期		8期		必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択	
				1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2													
農学部共通	農学基礎科目	農学基礎（農業原理）	1	1																○			○			○			○			
		農業と社会	2	2																○			○			○			○			
		フィールド基礎実習	1	S																○			○			○			○			
		基礎化学入門B	2	2																		○			○			○			○	
		基礎生物学入門	2			2																○			○			○			○	
	キャリア教育科目	キャリア1：農学プログラム概論	2	2																○			○			○			○			
		キャリア2：業界学習	1	S																○			○			○			○			
		キャリア3：キャリアデザインⅠ	1			1														○			○			○			○			
		キャリア3：キャリアデザインⅡ	1					S												○			○			○			○			
		キャリア4：学外研修	1			(S)		(S)[通年]				(S)[通年]										○			○			○			○	
	専門基礎科目	国際協力農業体験講座―東南アジアファームステイ―	2			(S)				(S)				(S)								○			○			○			○	
		公開森林実習	1	(S)																		○			○			○			○	
		国際食創システム学（食と健康）	2													(S)						○			○			○			○	
		国際食創システム学（食の安全）	2													(S)						○			○			○			○	
		Elements of Agricultural Science	2			2				2												○			○			○			○	
		協同組合を知ろう	2									2										○			○			○			○	
		応用植物科学	1	S																		○			○			○			○	
		農食産業・地域マネジメント	1	S																		○			○			○			○	
		食品生命科学	1	S																		○			○			○			○	
		食をめぐる環境と食の安全	1	S																		○			○			○			○	
		焼酎発酵・微生物科学序論	1	S																		○			○			○			○	
		SDGsと森林	1	S																		○			○			○			○	
		未来の農業とスマート農業（農業ICT）	1	S																		○			○			○			○	
		日本の酒学序論	1	(S)[通年]				(S)[通年]				(S)[通年]				(S)[通年]						○			○			○			○	
		九州沖縄農林水産学	2			(S)				(S)												○			○			○			○	
専門科目		食料生命科学序論	2	2																		○			○			○			○	
		農業生産科学農場実習	1	S																		○			○			○			○	
		応用植物科学概論	2			2																○			○			○			○	
		地域環境システム学概論	2			2																○			○			○			○	
		森林科学概論	2			2																○			○			○			○	
		遺伝学	2			(2)				(2)				(2)						○					○	○					○	
		環境共生学	2			(2)				(2)				(2)								○	○					○			○	
		食品化学	2			(2)				(2)				(2)								○			○	○					○	
		フードシステム入門Ⅰ	1			(2)				(2)				(2)								○			○			○	○			
		フードシステム入門Ⅱ	1				(2)				(2)				(2)							○			○			○	○			
		国際開発学	2			S																○			○			○			○	
		栽培技術論	2					2												○					○			○			○	
		果樹園芸学	2					2												○					○			○			○	
		観賞園芸学Ⅰ	1							2										○					○			○			○	
		観賞園芸学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
		植物栄養・肥料学Ⅰ	1					2												○					○			○			○	
		植物栄養・肥料学Ⅱ	1						2													○			○			○			○	
		植物生理学	2					2												○					○			○			○	
		土壌科学Ⅰ	1					2												○			○						○			○
		土壌科学Ⅱ	1						2													○			○			○			○	
		植物病理学Ⅰ	1					2												○					○			○			○	
		植物病理学Ⅱ	1						2													○			○			○			○	
		雑草防除学	2					2(隔年)				2(隔年)										○			○			○			○	
		農場実習（集中）	1					S[通年]												○					○			○			○	
		基礎統計学Ⅰ	1					2												○			○						○			○
		基礎統計学Ⅱ	1						2													○			○			○			○	
		森林生態学	2					2														○			○			○			○	
		森林保護学	2					2														○			○			○			○	
		森林経済学Ⅰ	1							2												○			○			○			○	
		家畜繁殖学Ⅰ	1					2														○			○			○			○	
		家畜繁殖学Ⅱ	1						2													○			○			○			○	

※（ ）いずれかの開講期に履修する事

※Sは、集中講義での実施

科目種別	科目名	単位数	週当たり授業時間数																植物PG			環境PG			食品PG			農マネPG			
			1期		2期		3期		4期		5期		6期		7期		8期		必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択	
			1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2													
専門科目	スマート農学入門Ⅰ	1					2														○			○			○			○	
	スマート農学入門Ⅱ	1						2													○			○			○			○	
	森林水文学	1					2														○			○			○			○	
	農業水利環境学	1						2													○			○			○			○	
	応用力学	2					2														○			○			○			○	
	蔬菜園芸学	2					2												○			○			○			○			○
	環境フィールド演習	1					S														○	○						○			○
	屋久島実習	1					S														○			○			○			○	
	森林基礎実習Ⅰ	1					S														○			○			○			○	
	生物化学A	2					2														○			○	○					○	
	生物化学B	2					2														○			○	○					○	
	有機化学	2					2														○			○	○					○	
	代謝生化学	2							2												○			○	○					○	
	食品機能学	2					2														○			○	○					○	
	農業経営学Ⅰ	1					2														○			○			○		○		
	農業経営学Ⅱ	1						2													○			○			○		○		
	青果保蔵学Ⅰ	1					2														○			○	○				○		
	青果保蔵学Ⅱ	1						2													○			○	○				○		
	品質管理システム学Ⅰ	1					2														○			○			○		○		
	品質管理システム学Ⅱ	1						2													○			○			○		○		
	農産物価格理論Ⅰ	1					2														○			○			○		○		
	農産物価格理論Ⅱ	1						2													○			○			○		○		
	暖地農業実習	1					S[通年]														○			○			○			○	
	生物統計学	2					2												○					○			○			○	
	家畜栄養学Ⅰ	1					(2)				(2)										○			○			○			○	
	家畜栄養学Ⅱ	1						(2)				(2)									○			○			○			○	
	畜産学Ⅰ	1					(2)				(2)										○			○			○			○	
	畜産学Ⅱ	1						(2)				(2)									○			○			○			○	
	作物学Ⅰ	1							2										○					○			○			○	
	作物学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	熱帯作物学Ⅰ	1							2										○					○			○			○	
	熱帯作物学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	農業機械学Ⅰ	1							2										○					○			○			○	
	農業機械学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	植物育種学	2							2										○					○			○			○	
	植物遺伝資源学	2							2												○			○			○			○	
	比較環境農学Ⅰ	1							2										○					○			○			○	
	比較環境農学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	農場実習Ⅰ	1							3										○					○			○			○	
	植物生産学実験1	1							3										○					○			○			○	
	フィールド実習	1							S												○			○			○			○	
	害虫学Ⅰ	1							2										○					○			○			○	
	害虫学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	治山・砂防学Ⅰ	1							2												○			○			○			○	
	治山・砂防学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	森林微生物学	1							2												○			○			○			○	
	きのこ・真菌学	1								2											○			○			○			○	
	森林経済学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	有機畜産論Ⅰ	1							2												○			○			○			○	
	有機畜産論Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	動物発生工学Ⅰ	1							2												○			○			○			○	
	動物発生工学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	農林業ICT論Ⅰ	1							2												○			○			○			○	
	農林業ICT論Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	森林利用学Ⅰ	1							2												○			○			○			○	
	景観デザイン学Ⅰ	1							2												○			○			○			○	
	景観デザイン学Ⅱ	1								2											○			○			○			○	
	地盤環境工学Ⅰ	1							2												○			○			○			○	

※（ ）いずれかの開講期に履修する事

※Sは、集中講義での実施

科目種別	科目名	単位数	週当たり授業時間数														植物PG			環境PG			食品PG			農マネPG				
			1期		2期		3期		4期		5期		6期		7期		8期		必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択
			1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2												
専門科目	地盤環境工学Ⅱ	1								2											○			○			○			○
	森林政策学演習	1							2												○			○			○			○
	森林社会・経済演習	1							2												○			○			○			○
	樹木実習	1					3														○			○			○			○
	農業生産学実習	1							3												○			○			○			○
	育林学実習	1							S												○			○			○			○
	分析化学	2							2												○			○	○					○
	応用微生物学	2							2												○			○	○					○
	酵素化学	2							2												○			○	○					○
	無機化学	2							2												○			○	○					○
	栄養化学	2							2												○			○	○					○
	細胞分子生物学	2							2												○			○	○					○
	食品分析化学実験	1							3												○			○	○					○
	食品生化学実験	1							3												○			○	○					○
	微生物学実験	1							3												○			○	○					○
	遺伝子工学実験	1							3												○			○	○					○
	農業経済学入門Ⅰ	1							2												○			○			○		○	
	農業経済学入門Ⅱ	1								2											○			○			○		○	
	食料経済学Ⅰ	1							2												○			○			○		○	
	食料経済学Ⅱ	1								2											○			○			○		○	
	施設園芸学	2							2												○			○			○			○
	家畜育種学Ⅰ	1							(2)				(2)								○			○			○			○
	家畜育種学Ⅱ	1								(2)				(2)							○			○			○			○
	飼料化学Ⅰ	1							(2)				(2)								○			○			○			○
	飼料化学Ⅱ	1								(2)				(2)							○			○			○			○
	農業気象環境学Ⅰ	1									2								○			○					○			○
	農業気象環境学Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	耕地生態学Ⅰ	1									2										○			○			○			○
	耕地生態学Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	食料安全生産論	2									2										○			○			○			○
	植物生産学実験2	1									3								○					○			○			○
	植物生産学実験3	1									3								○					○			○			○
	植物生産学応用実験	2									3		3						○					○			○			○
	農場実習Ⅱ	1									3								○					○			○			○
	地域実習	1									S[通年]										○			○			○			○
	農業生産実地研修	1									S[通年]								○					○			○			○
	森林政策学Ⅰ	1									2										○			○			○			○
	森林政策学Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	森林計測学Ⅰ	1									2										○			○			○			○
	森林計測学Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	育林学	2									2										○			○			○			○
	地域計画学Ⅰ	1									2										○			○			○			○
	農地保全学Ⅰ	1									2										○			○			○			○
	農地保全学Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	環境水理学	1									2										○			○			○			○
	木質工学Ⅰ	1									2										○			○			○			○
	木質工学Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	森林動物学Ⅰ	1									S(隔年)				S(隔年)						○			○			○			○
	森林動物学Ⅱ	1									S(隔年)				S(隔年)						○			○			○			○
	生物的防除論Ⅰ	1									2										○			○			○			○
	生物的防除論Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	応用動物行動学Ⅰ	1									2										○			○			○			○
	応用動物行動学Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	農林業センシングⅠ	1									2										○			○			○			○
	農林業センシングⅡ	1										2									○			○			○			○
	森林キャリアデザイン	2									S										○			○			○			○
	森林計測学実習	1									S										○			○			○			○
	環境農学実験Ⅰ	1									3										○			○			○			○

※（ ）いずれかの開講期に履修する事

※ Sは、集中講義での実施

科目種別	科目名	単位数	週当たり授業時間数																植物PG			環境PG			食品PG			農ﾏﾈPG		
			1期		2期		3期		4期		5期		6期		7期		8期		必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択
			1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2												
専門科目	水土実験	1									3										○			○			○			○
	森林基礎実習Ⅱ	1									S										○			○			○			○
	森林管理・施業実習	1									S										○			○			○			○
	温帯林概論	2									S										○			○			○			○
	学外研修	1									3[通年]										○			○			○			○
	食品微生物学	2									2										○			○	○					○
	植物性食品学	2									2										○			○	○					○
	焼酎製造学	2									2										○			○	○					○
	動物性食品学	2									2										○			○	○					○
	発酵食品製造実習	1									3[通年]										○			○			○			○
	分子食品学	2									2										○			○			○			○
	糖質科学	2									2										○			○			○			○
	焼酎製造学実験	1									3										○			○			○			○
	食品機能科学実験	1									3										○			○			○			○
	農産物流通論Ⅰ	1									2										○			○			○		○	
	農産物流通論Ⅱ	1										2									○			○			○		○	
	農産物マーケティング論Ⅰ	1									2										○			○			○		○	
	農産物マーケティング論Ⅱ	1										2									○			○			○		○	
	農村計画学Ⅰ	1									2										○			○			○		○	
	農村計画学Ⅱ	1										2									○			○			○		○	
	農業政策学Ⅰ	1											2								○			○			○		○	
	農業政策学Ⅱ	1												2							○			○			○		○	
	青果保蔵学実験	1									3										○			○			○		○	
	食品プロセス学実習	1									3										○			○			○		○	
	食産業・地域ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ演習Ⅰ	1									2										○			○			○		○	
	専門英語	2									1		1						○			○			○			○		
	食環境微生物学	2											2								○			○			○			○
	農場実習Ⅲ	1									S[通年]								○					○			○			○
	樹病学Ⅰ	1											2								○			○			○			○
	樹病学Ⅱ	1												2							○			○			○			○
	森林利用学II	1							2												○			○			○			○
	地域計画学Ⅱ	1										2									○			○			○			○
	応用数学Ⅰ	1											2								○			○			○			○
	応用数学Ⅱ	1												2							○			○			○			○
	バイオマス工学	1											2								○			○			○			○
	農林産物サプライチェーン	1											2								○			○			○			○
	地域環境情報解析学	2											2								○			○			○			○
	木質工学実験	1											3								○			○			○			○
	スマート農林業演習	1											3								○			○			○			○
	環境農学実験Ⅱ	1											3								○			○			○			○
	森林生態学実習	1											3								○			○			○			○
	フォレスター総合実習	1											S								○			○			○			○
	科学基礎演習	1											S								○			○			○			○
	食品衛生学	2											2								○			○	○					○
	食品製造実習	1											S								○			○			○			○
	醸造微生物学	2											2								○			○			○			○
	ビジュアルデザイン演習	1											2								○			○			○			○
	食産業・地域ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ演習Ⅱ	1											2								○			○			○		○	
	質的研究方法論	2											2								○			○			○		○	
	農村課題解決プログラム	4											2[通年]								○			○			○		○	
	国際農業論Ⅰ	1											2								○			○			○		○	
	国際農業論Ⅱ	1												2							○			○			○		○	
	ポストハーベスト生化学Ⅰ	1							2												○			○			○		○	
	ポストハーベスト生化学Ⅱ	1								2											○			○			○		○	
	飼料資源化学概論Ⅰ	1											2								○			○			○			○
	飼料資源化学概論Ⅱ	1												2							○			○			○			○
	国際森林論	2													S						○			○			○			○
	卒業研究	6													18[通年]				○			○			○			○		

※（ ）いずれかの開講期に履修する事

※Sは、集中講義での実施

○教員免許状の所要資格の取得に関する履修細則

平成16年６月16日
農細則第６号

（趣旨）
第１条　この細則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第47条の規定に基づき、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得するために必要な事項を定めるものとする。
（教員免許状の種類と履修要件）
第２条　本学部において所要資格を取得できる教員免許状の種類は、本学部履修規則第８条のとおりとし、別表１に示す科目の区分について履修すべき最低単位数以上を修得しなければならない。
（教育の基礎的理解に関する科目等）
第３条　教育の基礎的理解に関する科目等は、別表２のとおりとし、科目の区分について修得すべき最低単位数以上を履修しなければならない。
（教科及び教科の指導法に関する科目）
第４条　教科及び教科の指導法に関する科目は、別表３のとおりとし、科目の区分について修得すべき最低単位数以上を履修しなければならない。
（教職に関わる履修課程表）
第５条　教職に関わる履修課程表は、別表５のとおりとする。

附　則
この規則は、平成16年６月16日から施行し、平成16年度入学生から適用する。ただし、平成16年３月31日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。
附　則
この規則は、平成28年４月１日から施行し、平成28年度入学生から適用する。ただし、平成28年３月31日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。
附　則
この規則は、平成31年４月１日から施行し、平成31年度入学生から適用する。ただし、平成31年３月31日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。
附　則
この規則は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度入学生から適用する。ただし、令和２年３月31日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。
附　則
この規則は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度入学生から適用する。ただし、令和４年３月 31 日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。
附　則
この細則は、令和４年 10 月 19 日から施行し、令和４年 10 月１日から適用する。
附　則
この規則は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度入学生から適用する。ただし、令和６年３月 31 日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。

別表１．免許状取得のために必要な科目等と修得すべき最低単位数

免許状の種類（教科）	大学において修得することを必要とする最低単位数			
	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	合計単位数
高等学校教諭一種免許状（農業）	23	24	12	59

注１：基礎資格として、学士の学位を有すること（「飛び級」により大学院に進学する者は、教育職員免許法施行規則第六十六条の四に基づき、「免許法」上は学士と同等に扱われる）。

注２：表に示すものの他に共通教育科目で開講されている「日本国憲法」２単位、「情報活用」２単位を必要とする。

注３：「教育の基礎的理解に関する科目等」は別表２に、「教科及び教科の指導法に関する科目」は別表３に示してある。「大学が独自に設定する科目」は、別表４に示してある科目から選択する。

別表２．教育の基礎的理解に関する科目等

科目の区分	授業科目	単位数	開講学部	開講期
３欄	教育原論	2	教育	前
	教職概論	2	農	前
	教育制度論	2	教育	前後
	教育心理学	2	教育	前後
	特別支援教育基礎論	1	教育	前後
	教育課程論	1	教育	前後
４欄	総合的な探究の時間及び特別活動の指導法	2	教育	前後
	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2	教育	前後
	生徒・進路指導論	2	教育	後
	学校教育相談	2	教育	前後
５欄	教育実習	2	出身校等	前
	事前・事後指導	1	農学	前後
	教職実践演習	2	農学	後
	合計（最低修得単位数）	23		

注１：科目の区分は、教育職員免許法施行規則第４条及び第５条に基づく。第３欄：教育の基礎的理解に関する科目、第４欄：道徳、総合的な探究の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、第５欄：教育実践に関する科目。

注２：教職実践演習（８期）を受けるためには、履修カルテの作成が必要である。履修カルテは１年次から作成する。説明会および配布の時期は掲示板で知らせる。

注３：教育の基礎的理解に関する科目等は、卒業要件単位に含まれないので、高学年での卒業要件単位の修得に支障のないよう、できるだけ早期に履修すること。

別表３．教科及び教科の指導法に関する科目

免許状の種類	必修科目（単位）＊		選択科目		合計単位数
	授業科目名（単位）	最低単位数		最低単位数	
高等学校教諭一種免許状（農業）	農業科教育法Ⅰ（２） 農業科教育法Ⅱ（２） 職業指導（２）	6	別表４に示す科目	30	36

注．＊は、教育職員免許法施行規則第４条及び第５条に定められた科目。

別表４．教員免許「農業」に関する専門選択科目一覧

科目名と単位	
農村課題解決プログラム	4
応用動物行動学Ⅰ	1
応用動物行動学Ⅱ	1
害虫学Ⅰ	1
害虫学Ⅱ	1
果樹園芸学	2
家畜育種学Ⅰ	1
家畜育種学Ⅱ	1
家畜栄養学Ⅰ	1
家畜栄養学Ⅱ	1
家畜繁殖学Ⅰ	1
家畜繁殖学Ⅱ	1
観賞園芸学Ⅰ	1
観賞園芸学Ⅱ	1
景観デザイン学Ⅰ	1
景観デザイン学Ⅱ	1
国際森林論	2
栽培技術論	2
作物学Ⅰ	1
作物学Ⅱ	1
地盤環境工学Ⅰ	1
地盤環境工学Ⅱ	1
醸造微生物学	2
焼酎製造学	2
食品衛生学	2
食品微生物学	2
植物育種学	2
植物栄養・肥料学Ⅰ	1
植物栄養・肥料学Ⅱ	1
植物生産学応用実験	2
食料安全生産論	2
食料経済学Ⅰ	1
食料経済学Ⅱ	1
食料生命科学序論	2
飼料化学Ⅰ	1
飼料化学Ⅱ	1
飼料資源化学概論Ⅰ	1
飼料資源化学概論Ⅱ	1
森林基礎実習Ⅰ	1
森林基礎実習Ⅱ	1
青果保蔵学Ⅰ	1
青果保蔵学Ⅱ	1
生物的防除論Ⅰ	1
生物的防除論Ⅱ	1
蔬菜園芸学	2

科目名と単位	
熱帯作物学Ⅰ	1
熱帯作物学Ⅱ	1
地域環境システム学概論	2
地域環境情報解析学	2
地域計画学Ⅰ	1
地域計画学Ⅱ	1
畜産学Ⅰ	1
畜産学Ⅱ	1
糖質科学	2
動物性食品学	2
農業機械学Ⅰ	1
農業機械学Ⅱ	1
農業経営学Ⅰ	1
農業経営学Ⅱ	1
農業政策学Ⅰ	1
農業政策学Ⅱ	1
農業と社会	2
農産物価格理論Ⅰ	1
農産物価格理論Ⅱ	1
農産物マーケティング論Ⅰ	1
農産物マーケティング論Ⅱ	1
農産物流通論Ⅰ	1
農産物流通論Ⅱ	1
農村計画学Ⅰ	1
農村計画学Ⅱ	1
農地保全学Ⅰ	1
農地保全学Ⅱ	1
フードシステム入門Ⅰ	1
フードシステム入門Ⅱ	1
フォレスター総合実習	1
分子食品学	2
ポストハーベスト生化学Ⅰ	1
ポストハーベスト生化学Ⅱ	1
有機畜産論Ⅰ	1
有機畜産論Ⅱ	1
育林学	2
応用植物科学概論	2
基礎統計学Ⅰ	1
基礎統計学Ⅱ	1
植物性食品学	2
植物生理学	2
食品化学	2
森林キャリアデザイン	2
森林科学概論	2

科目名と単位	
森林経済学Ⅰ	1
森林経済学Ⅱ	1
森林計測学Ⅰ	1
森林計測学Ⅱ	1
森林政策学Ⅰ	1
森林政策学Ⅱ	1
森林保護学	2
品質管理システム学Ⅰ	1
品質管理システム学Ⅱ	1
木質工学Ⅰ	1
木質工学Ⅱ	1
学外研修	1
焼酎製造学実験	1
食品機能科学実験	1
食品製造実習	1
食品プロセス学実習	1
青果保蔵学実験	1
暖地農業実習	1
地域実習	1
農業生産学実習	1
農業生産実地研修	1
農場実習（集中）	1
農場実習Ⅰ	1
農場実習Ⅱ	1
農場実習Ⅲ	1
発酵食品製造実習	1
フィールド実習	1
屋久島実習	1
科学基礎演習	1
食品生化学実験	1
食品分析化学実験	1
森林計測学実習	1
森林政策学演習	1
森林生態学実習	1
木質工学実験	1

※ 上記の科目は、農学部で開講されています。

別表５．教育の基礎的理解に関する科目等に関わる履修課程表：高校農業

教職に関する科目			開講期							
欄	種別	授業科目(単位数)	１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期
3	教育の基礎的理解に関する科目	教育原論(２)			●					
		教職概論(２)	●							
		教育制度論(２)					●			
		教育心理学(２)		●						
		特別支援教育基礎論(１)		●		●				
		教育課程論(１)			●		●			
4	道徳、総合的な探究の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間及び特別活動の指導法(２)				●		●		
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）(２)			●					
		生徒・進路指導論(２)				●				
		学校教育相談(２)			●					
5	教育実践に関する科目	教育実習(２)							●	
		事前・事後指導(１)							●	
		教職実践演習(２)								●
教科及び教科の指導法に関する科目		農業科教育法Ⅰ(２)					●			
		農業科教育法Ⅱ(２)						●		
		職業指導(農業)(２)						●		

● ：必修

注１：教科及び教科の指導法に関する科目のうち、教科に関する科目については、この表の他に、別表４の科目から最低30単位を選択して履修しなければならない。

注２：この履修課程表は入学時点での開講計画に基づくものであり、時間割変更などがあり得ますので、掲示等に注意してください。
また、必ずこの表のとおりの期に履修しなければならないわけではありません。

教育実習参加資格について

教育職員免許状取得希望者は 4 年時に教育実習に参加することになっているが、3 年次後期までに次の条件を満たさなければ教育実習に参加できない。

1. **教育実習のための身体検査に合格した者。**
2. **次に定める単位を修得している者。**
 (イ)共通教育科目、専門科目合わせて 73 単位以上。
 (ロ)教職に関する科目で「生徒・進路指導論」ならびに「学校教育相談」を含め、12 単位以上。
 このうち教科教育法は必ず 2 単位修得しておくこと。
 (ハ)当該免許教科に関する科目の最低修得単位数（必修）の 5 分の 3 以上。

○鹿児島大学農学部専門教育科目既修得単位認定規則

平成25年６月19日
農規則第６号

（趣旨）

第１条　この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第46条第４項の規定に基づき、鹿児島大学農学部（以下「本学部」という。）への入学者（編入学及び転入学等を除く。以下同じ。）の専門教育科目既修得単位の認定について、必要な事項を定める。

（認定の条件）

第２条　本学部への入学者は、専門教育科目を１単位以上修得している場合、入学した年度に限り、既修得単位の認定を願い出ることができる。

（認定単位数）

第３条　認定する単位数は、８単位以内とする。

（申請方法）

第４条　認定を希望する者は、認定願及び成績証明書等を所定の期日までに農学部長へ提出しなければならない。

２　認定願及び成績証明書等の提出日は、入学年度の４月１日及び７月20日までとする。ただし、当該日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たる場合は、当該日の直後の日曜日等でない日とする。

（認定方法）

第５条　既修得単位の認定は、農学部教務委員会における審議を経た後、教授会が行う。

（通知）

第６条　認定の結果は、農学部長から当該者に通知する。

附　則

この規則は、平成25年６月19日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

○農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する申合せ

平成16年６月16日
農学部教授会決定
平成17年１月19日一部改正
平成22年２月17日一部改正
平成22年３月17日一部改正
平成23年２月15日一部改正
平成25年３月19日一部改正
平成27年１月21日一部改正
平成27年４月15日一部改正
平成27年４月１日実施
平成28年２月17日一部改正
平成28年４月１日実施
令和６年３月19日一部改正
令和７年４月１日実施
令和７年９月17日一部改正
令和７年10月１日実施

１．申請

既修得単位の認定を希望する者には、既修得単位認定申請書及び成績証明書を農獣医学系学務課農学学生係に提出させる。

２．審査

審査は学科から提出された認定科目一覧をもとに農学部教務委員会で行う。

３．認定の基準

Ⅰ　共通教育科目等

必修科目18単位以内（初年次セミナーⅠ、初年次セミナーⅡ及び大学と地域は各２単位以内、体育・健康「理論」並びに「実習」は各１単位以内、情報活用２単位以内、英語６単位以内、異文化理解２単位以内）、選択必修科目12単位以内（人文・社会科学分野選択科目４単位以内、自然科学分野選択科目４単位以内、統合Ⅰ及び統合Ⅱ４単位以内）について、短大等の既修得単位で一括して認定することができる。

Ⅱ　専門教育科目

(1)　専門教育科目については学科の申合せに従い、短大等での既修得単位等を本学部の取得単位として認定することができる。ただし共通教育科目等の認定単位数とあわせて62単位を超えないものとする。

(2)　農学基礎（農業原理）については単位認定の対象としない。

(3)　食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格取得に必要な科目については、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設で履修した科目についてのみ、確認の上、単位

を認定し、科目の読替を行うことがある。

(4)　学科において既修得単位を入念に調査し、履修指導等が必要であると認めた場合は指導を行うものとする。

４．認定方法

(1)　授業科目名は原則として本学部が開設している授業科目名を用いる。

(2)　読替える単位数は、既修得単位数を超えないものとする。

(3)　成績は「認定」とする。

(4)　認定は農学部教授会が行う。

５．通知

認定の結果は農獣医学系学務課農学学生係から当該者に通知する。

○学術交流協定に基づく海外留学生が修得した単位の認定細則

平成16年６月16日
農細則第７号

（交換留学生）

第１条　鹿児島大学と海外の大学との間で締結した学術交流協定の中で交わした学生交流の条項に基づいて派遣される留学生を交換留学生という。

１　交換留学生の留学期間は原則として１年以内とする。

２　鹿児島大学国際交流委員会は、公募の上、派遣する学生を選考する。

３　受け入れ大学で入学を許可された交換留学生は、当該大学の学則を遵守し、正規生と同じように授業及び研究に参加する。

（単位互換制度）

第２条　履修計画に基づいて交換留学生が受け入れ大学で修得した授業科目については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

１　受け入れ大学において履修する授業の履修計画は、国際交流委員会の援助の下で双方の大学の指導教官と交換留学生が相談の上、原則として留学に先立って作成するものとする。

２　交換留学生の学業成績評価は受け入れ大学において行い、成績証明を本学に通知または学生に付託する。

３　本学部教務委員会では、交換留学生が修得した科目について、本学で開講している該当科目の担当教員と相談して成績を審議し、教授会に提案する。

第３条　交換留学生が留学前に計画されていなかった授業科目を修得した場合については、下記の基準に基づいて、本学における授業科目の履修により修得したものとすることができる。

１　留学生は、修得した科目の授業内容を示す公的書類（シラバス、授業担当教員が作成した授業項目、授業時間数等）及び成績証明書を教務委員会に提出する。

２　教務委員会では、当該授業科目に相当する授業科目を検討し、該当科目の担当教員と相談して読み替え可能かどうか判定する。

３　教務委員会の判定結果を学生本人に通知し、読み替え可能とした場合には教授会に提案する。

（認定科目と単位数の上限）

第４条　本細則の前２条に基づいて認定される科目は、専門教育科目（必修科目又は選択科目）とし、認定される単位数は学則第45条及び第46条の範囲内とする。

附　則

この規則は、平成16年６月16日から施行し、平成16年度入学生から適用する。ただし、平成16年３月31日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。

○鹿児島大学農学部早期卒業認定細則

平成16年６月16日
農細則第６号

（目的）

第１条　早期卒業の制度は、早期からより高度な教育を受けさせ、優秀な若い頭脳をいち早く大学院や社会に送り出すことを目的とする。

（認定）

第２条　学校教育法（昭和22年法律第26号）第89条及び鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第51条の規定に基づき、成績優秀な学生について本学部教授会で審議し、学長が早期卒業を認定する。

２　早期卒業希望者は、２年次終了時までに早期卒業希望登録を行う。登録に必要な要件は下記のとおりとする。

(1)　修得単位数：２年次までに開講されている必修科目の全てを含めて、卒業要件科目の単位数を80単位以上修得していること。

(2)　成績：修得した卒業要件単位数の95％以上が「優」以上であること。

３　登録者が本学部教授会で適格と認められた場合には、早期卒業候補者とし、３年次の履修について次に掲げる特例措置を講ずる。なお、この特例措置については卒業要件単位についてのみ適用する。

(1)　履修科目登録の上限の対象からはずし、３年次において４年次の開講科目も履修できる。その際、時間割上重複する科目については特別に開講する。

(2)　鹿児島大学農学部履修規則（平成16年農規則第13号）第７条にある単位の計算方法に基づき、卒業論文等の履修については休業期間を活用して行う。

４　早期卒業候補者が３年次末において卒業要件を満たした場合には、本学部教授会で審議し、学長に早期卒業の認定を申請する。

附　則

この細則は、平成16年６月16日から施行し、平成16年度入学生から適用する。ただし、平成16年３月31日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。

附　則

この細則は、平成17年４月１日から施行する。ただし、平成17年３月31日以前に本学部に在学する者については、なお従前の例による。

附　則

この細則は、平成20年１月16日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附　則

この細則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成27年４月１日から施行する。

○鹿児島大学農学部転学部に関する細則

平成16年６月16日
農細則第２号

（趣旨）

第１条　この細則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第35条の規定に基づき、鹿児島大学農学部（以下「本学部」という。）学生及び鹿児島大学（以下「本学」という。）他学部学生の本学部への転学部に関して必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第２条　転学部を志願できる者は、本学に６月以上在籍し、現に在籍中の者とする。

（手続）

第３条　転学部を志願する者は、所定の転学部願書を指定された期日までに学部長に提出しなければならない。

２　転学部については現に所属する学部長の転学部承認書の添付を要する。

（選考の方法）

第４条　転学部を志願する者があるときは、当該学科の在学生の修業に支障がない限りにおいて、教授会は次に掲げる事項について審議する。

(1)　入学試験で受験した学力検査の成績

(2)　既に修得した科目の単位数と成績

(3)　面接の評価

(4)　その他教授会が必要と認める事項

（単位の認定）

第５条　転学部を許可された者がそれまでに修得した専門教育科目の単位は、当該学科の履修科目に内容が相当程度共通する科目については、教授会において認められた単位のみ当該学科の専門教育科目の単位として算入される。

（転入の年次）

第６条　転学部を許可された者の転入年次は原則として２年次とするが、在籍期間及び修得単位数を考慮し相当する年次に転入を認めることがある。

（在学期間）

第７条　転学部を許可された者の在学期間は、入学後８年を超えることはできない。

（雑則）

第８条　この細則に定めるもののほか、転学部に関することは本学部教授会で定める。

附　則

この細則は、平成16年６月16日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

附　則

１　この細則は、平成24年４月１日から施行する。

２　平成24年３月31日に農学部獣医学科に在籍している者については、改正後の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

附　則

1　この細則は、平成28年４月１日から施行する。

2　平成28年３月31日に農学部生物生産学科、生物資源化学科及び生物環境学科に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この細則は、令和６年４月１日から施行する。

2　令和６年３月31日に本学に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○鹿児島大学農学部における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則

平成22年２月17日

農規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針（平成22年１月７日教育研究評議会決定）に基づき、鹿児島大学農学部（以下「本学部」という。）における学生の成績等開示請求及び異議申立て（共通教育科目等に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定める。

（対応組織）

第２条　学生の成績等開示請求及び異議申立てに対応する組織として、教務委員会を置く。

（開示請求）

第３条　本学部の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

２　開示請求の対象は、当該学生の成績評価、進級判定及び卒業判定並びに当該学生が受けた試験の問題及び答案とする。ただし、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則（平成16年規則第131号）に定める保存期間を満了したものについては、開示できない場合がある。

３　開示請求の受付期間は、成績発表、進級判定及び卒業判定結果の公示日（以下「公示日」という。）から起算して原則として７日以内とする。ただし、異議申立て又は再異議申立て（以下「異議申立て等」という。）を行った後に開示請求を行う場合は、公示日からその回答を受理した日までの期間を加えるものとする。

４　開示請求を行う学生は、成績等開示請求書（別記様式第１号）を学部長に提出しなければならない。

５　学部長は、開示請求日から起算して、原則として、10日以内に、開示請求に対する回答書（別記様式第２号）により、回答を行うものとする。ただし、10日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を、当該学生に説明するとともに、学部長は、その状況を、教育担当理事及び学生部長に報告するものとする。

（異議申立て）

第４条　本学部の学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

２　異議申立ての受付期間は、公示日から起算して原則として７日以内とする。ただし、開示請求を行った後に異議申立てを行う場合は、公示日からその回答を受理した日までの期間を加えるものとする。

３　異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。

４　再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として、７日以内とする。

５　異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第３号）を学部長に提出しなければならない。

６　学部長は、異議申立て及び再異議申立てについて、速やかに調査等を行い、申立ての日

から起算して、原則として、７日以内に、異議申立に対する回答書(別記様式第４号)により、回答を行うものとする。

７　学部長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、７日以内で解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を、学長、教育担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長(以下「学長等」という。)に報告し、対応について協議するものとする。

(調査及び調査結果報告等)

第５条　学部長は、異議申立て又は再異議申立てに伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。

２　前項の調査等は、その開始日から、原則として１月以内に終了するものとし、調査終了後、学部長は、速やかに、調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜、進捗状況を報告するものとする。

３　学部長は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとする。

４　学部長は、第３条第５項並びに第４条第６項及び第７項に該当する事案が解決した場合は、遅滞なく、第３条第５項及び第４条第６項については、教育担当理事及び学生部長に、第４条第７項については、学長等に報告するものとする。

５　学部長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準、進級判定基準等の全ての教育の在り方について、点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

(休日等の取扱い)

第６条　この規則に定める各期限の到来日が国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成16年規則第57号)第13条及び第31条第１項第17号に基づく休日又は休業日に当たる場合は、当該日の直後の休日又は休業日でない日とする。

(雑則)

第７条　この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成31年４月１日から施行する。

２　この規則の施行日の前日から引き続き大学院農学研究科に在学する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第１号(第３条関係)

年　　月　　日

成績等開示請求書

農学部長　　殿

学 科 名：
学籍番号：
氏　　名：
連 絡 先(携帯)：
(メールアドレス)：

■開示請求内容

開示請求項目：　□　成績評価(　　)
□　進級判定(　　)
□　卒業判定(　　)
□　試験問題(　　)
□　答案　　(　　)

その他：

別記様式第２号(第３条関係)

年　　月　　日

開示請求に対する回答書

○○　○○　　殿(学生氏名)

農　学　部　長
○○　○○

■回答内容

別記様式第３号(第４条関係)

年　　月　　日

異議申立書　・　再異議申立書

農学部長　　殿

学 科 名：
学籍番号：
氏　　名：
連 絡 先(携帯)：
(メールアドレス)：

■申立ての内容

別記様式第４号(第４条関係)

年　　月　　日

異議申立て　・　再異議申立て　に対する回答書

○○　○○　　殿(学生氏名)

農　学　部　長
○○　○○

■回答内容

○鹿児島大学農学部長期履修学生制度に関する申合せ

平成28年６月15日
教授会決定
平成30年４月１日一部改正
（平成30年２月21日教授会承認）

鹿児島大学学則第46条の２及び鹿児島大学長期履修学生制度に関する取扱要項（平成16年12月21日学長裁定）に基づき、長期履修学生制度の運用に関して次のように申し合わせる。

１．［長期履修期間］

長期履修学生として、修業年限等を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間は、修業年限等の２倍の期間を超えることができない。

２．［申請手続］

①　長期履修学生として認定を希望する者は、「長期履修学生申請書」、「長期履修学生を希望する理由書」、「履修計画」、その他の必要な書類を学年開始前の所定の期間内に教務係に提出するものとする。

②　「履修計画」の提出にあたっては、事前に当該学科教務委員と面談のうえ作成するものとする。

３．［認定］

長期履修学生としての認定は、教務委員会で審議後、教授会で承認された者について学長に認定の申請を行う。

４．［履修基準］

①　長期履修学生として認定された者は、「卒業論文」を除き１年を加えた者は年間40単位、２年を加えた者は年間35単位、３年を加えた者は年間30単位、４年を加えた者は年間25単位の履修を上限とする。

ただし、教務委員会で特別な理由があると認めた場合については、この限りではない。

②　長期履修学生の「卒業論文」の履修時期については、所属分野教員又は指導教員が適宜定める。

５．［履修形態の変更］

①　長期履修を認定された者が、期間の短縮または延長を希望する場合は、２月末日までに当該学科教務委員と面談のうえ、「履修形態変更申請書」を教務係に提出するものとする。ただし、変更は１回限りとし、長期履修期間の最終年次に在学する学生は変更できないものとする。

②　長期履修を認定された者から履修形態変更申請があった場合、教務委員会で審議後、教授会で承認された者について学長に認定の申請を行う。

６．授業科目等の読替

授業科目等に名称変更が生じた場合は、教務委員会で審議のうえ、他の科目等に読み替えることができる。

（様式第1号）

長 期 履 修 学 生 申 請 書

令和　　年　　月　　日

鹿児島大学長　殿

学　　部：

学　科　名：

入 学 年 月：

学 籍 番 号：
（受 験 番 号）
氏　　名：

長期履修学生として承認していただきたく、下記のとおり申請します。

記

長期履修学生として申請する履修年限　　年

［内訳　（標準）修業年限　　年
　　延長する年限　　年］

注1）長期履修を希望する者は、本様式に以下の書類を添付して申請してください。
1. 長期履修学生を希望する理由書（様式第2号）
2. 履修計画書（様式第3号）
3. 在職を証明するもの（在職者のみ）
4. その他参考となる書類
注2）新入生は学籍番号の代わりに受験番号を記入してください。

（様式第２号）

長期履修学生を希望する理由書

学部名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 学科名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

学籍番号 (受験番号)	ふ　り　が　な	
	氏　　名	
長期履修学生として申請する履修年限		年

注）新入生は学籍番号の代わりに受験番号を記入してください。

（様式第３号）

履修計画書

学部名　＿＿＿＿＿＿＿＿　学科名　＿＿＿＿＿＿＿＿

学籍番号 (受験番号)	ふ　り　が　な	
	氏　　名	
履修計画及び研究計画		

注）新入生は学籍番号の代わりに受験番号を記入してください。

指導教員　氏名　　印

（様式第4号）

長 期 履 修 学 生 変 更 申 請 書

令和　年　月　日

鹿児島大学長 殿

学　部　名：

学　科　名：

入 学 年 月：

学 籍 番 号：
(受 験 番 号)

氏　　名：

下記のとおり変更を申請します。

記

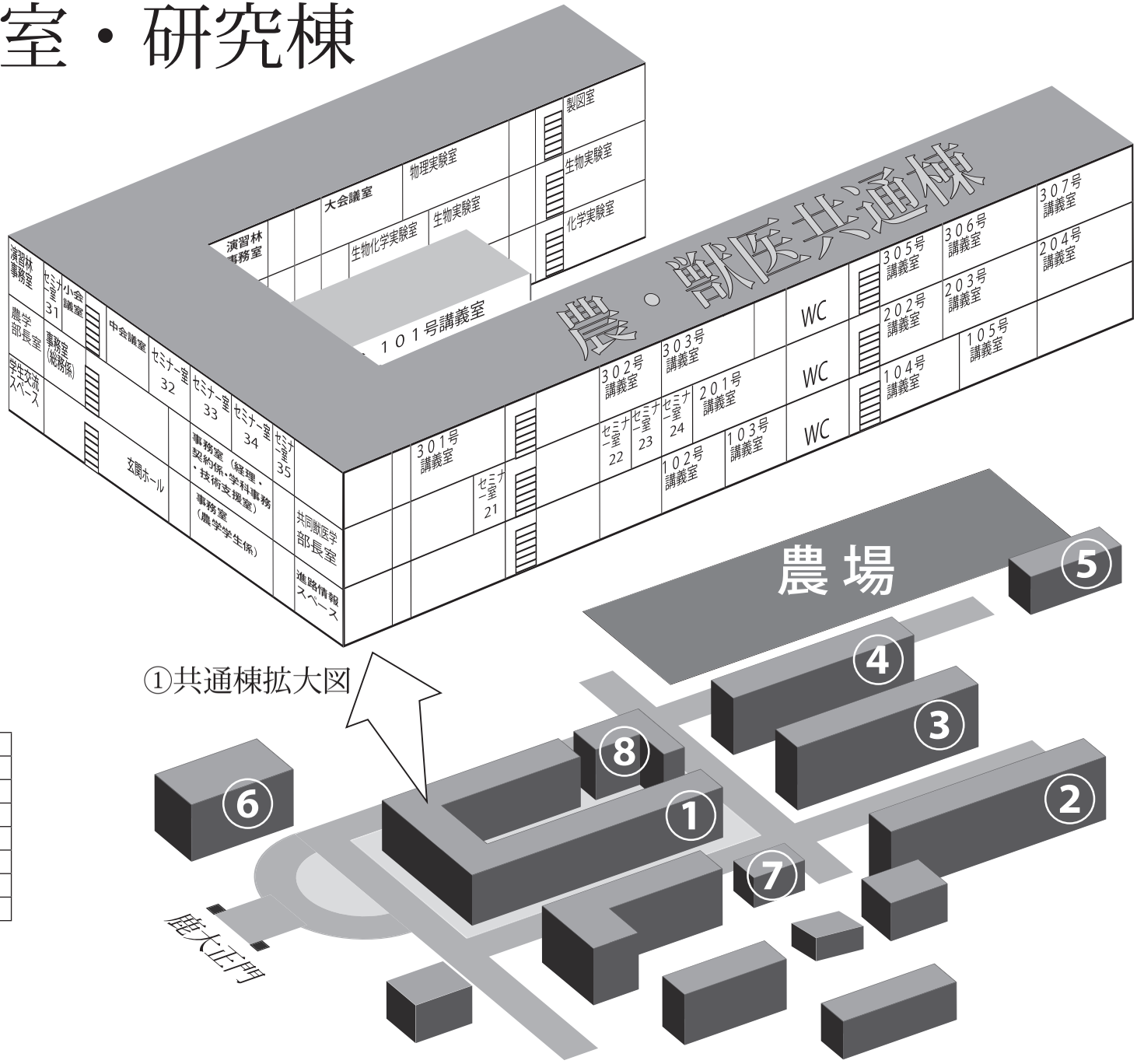
変更内容

変更理由

注1）履修形態の変更及び長期履修の期間の変更をを希望する学生は、本様式に以下の書類を添付して申請してください。

1. 履修計画書（様式第3号）
2. その他参考となる書類

農学部講義室・研究棟配置図



①農・獣医共通棟
②研究棟C
③研究棟D
④研究棟E
⑤附属農場研究実習棟
⑥大学院連合農学研究科
⑦焼酎・発酵学教育研究センター
⑧共同利用棟

学籍番号	氏　　名